中期目標 中期計画 平成22事業年度業務実績 平成22事業年度計画 第2 業務運営の効率化に関する|第1 業務運営の効率化に関する|第1 業務運営の効率化に関する|第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 事項 目標を達成するためとるべき 目標を達成するためとるべき 措置 措置 通則法第29条第2項第2号の業 務運営の効率化に関する事項は、 次のとおりとする。 1 効率的な業務実施体制の確立 │1 効率的な業務実施体制の確立 │1 効率的な業務実施体制の確立 │1 効率的な業務実施体制の確立 独立行政法人勤労者退職金共 独立行政法人勤労者退職金共 独立行政法人勤労者退職金共 ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年 済機構(以下「機構」という。) 済機構(以下「機構」という。) 10 月から新システムを稼動させるとともに、中小企業退職金共済法関係法令の改正に伴い、「業務・システム最適化計 済機構(以下「機構」という。) が当面する課題に積極的に対処 の「業務・システム最適化計画」 の業務運営については、各退職 画」の一部見直しを行った。 し、効率的に業務を推進するた の円滑な実施を図る。特に、最 また、新システム構築に伴う意見調整等を図るとともに、新システム稼動後の運用等の対応について情報共有を図る 金共済事業が統合されたメリッ トを最大限に発揮して、効率化 め、「業務・システム最適化計画」 適化後の新システムについて ために、СІО補佐官、工程管理事業者及び関係部課長等により構成された連絡会議、分科会等を定例的に開催した。 を図る観点から、「業務・システ の実施に併せ、資産運用業務及 は、一般の中小企業退職金共済 (添付資料① 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画) ム最適化計画」の実施に併せ、 びシステム管理業務の一元化を 事業と、特定業種退職金共済事 連絡会議(2回) 資産運用業務及びシステム管理 確実に行う。 業との連携に係る部分を除き、 業務の一元化を確実に行う等の また、 平成22年10月を目途に稼働を • 中退共分科会 (30 回) 業務実施体制の効率化を図ると ① 各退職金共済事業に共通す 実現させる。これに伴い、シス •特退共分科会(48回) テム管理に関する業務・組織の ・中退共ソフトウェア等保守定例会議(10回) ともに、事務の外部委託を拡大 る加入受付業務、退職金給付 し、事務処理の効率化や人員及 業務等の業務・システム最適 一元化に取り組む。また、業務 •中特合同進捗会(8回) 処理方法を見直すことにより、 · 月次運用報告会(5回) び経費の縮減を図ること。 化計画をも踏まえた業務手順 等の共通化、帳票類の統一化、 外部委託の拡大に努める。 共通基盤会議(12回) ② 平成23年度末までの時限 措置である適格退職年金から ○ 「業務・システム最適化計画」のフェーズ1が平成22年9月に終了することにあわせ、平成22年10月から各事業本 の移行業務の担当組織の廃止 部の外に新しくシステム管理部を設置して、システム管理業務の一元化を行った。 等、加入促進業務に係る組織 の再編、 ○ 資産運用業務の一元化については、課長クラスで構成するプロジェクトチームの下に「特退共分科会」を設置し、統 ③ 建設業退職金共済(以下「建 合する業務内容の精査を行った。 退共」という。)事業に係る特 別事業については、事業規模 ○ 清退共・林退共の業務運営を行う組織の一体化に向け業務内容の精査を行った。 が相当程度小さくなっている 一方で、単独で資産運用を行 ○ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から継続的に業務処理方法の点検・見直しを行うとともに、外部委託が可能な っており、また、独立の組織・ 事務があるかどうかの検討も行った。 人員により業務を運営してい るが、資産運用業務について ○ 電話交換業務と電話相談業務を統合し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った。 は、特別事業も含めて執行体 制の統一により、資産の管理 ○ 業務の見直しにより、22年度から職員2名の削減を実施した。 業務のみ残ることになるた め、組織・人員を縮小、 ④ 各退職金共済事業の電話応 対業務の一元化の検討、 などにより、業務実施体制の効 率化や人員及び経費の縮減を図 る。 さらに、業務・システム最適 化計画を踏まえ、契約締結及び 退職金支給に係る書類の審査業 務等について電子化、機械処理 を拡大するとともに、業務処理 方法を見直すことにより外部委 託を拡大し、事務処理の効率化 を図る。

評価の視点等 評価項目1 効率的な業務実施体 制の確立	自己評価 A	評定	
	「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼動させるとともに、各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して、一元的な実施体制を整えた。		
[数値目標] —			
評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向け た取組が行われているか。	実績:○ システム管理業務の一元化については、平成22年10月から各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して、一元的な実施体制を整えた。また、資産運用業務の一元化については、課長クラスで構成するプロジェクトチームの下に「特退共分科会」を設置し、統合する業務内容の精査を行った。 (業務実績第1.1.(P.1)参照)		
・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図ら れているか。	実績:〇 システム管理業務の一元化を実施し、効率的な業務実施体制を構築するとともに、資産運用業務の一元化の実施に向けて、取組みを行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		
・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組 が進められているか。	実績:○ 「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼動させるとともに、中小企業退職金共済法関係法令の改正に伴い、「業務・システム最適化計画」の一部見直しを行った。また、新システム構築に伴う意見調整等を図るとともに、新システム稼動後の運用等の対応について情報共有を図るために、連絡会議、中退共分科会及び特退共分科会等を定例的に開催した。 (業務実績第1.1.(P.1)参照)		
・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委 託に取り組んでいるか。	実績:○ 外部委託が可能な事務を洗い出すため、業務処理方法の見直しを行い、 外部委託が可能な事務があるかどうかの検討を行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	実績:〇 電話交換業務と電話相談業務を統合し、サービスの迅速化と電話対応 業務体制の効率化を図った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)		

(評価項目1)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
	2 中期計画の定期的な進行管理	2 中期計画の定期的な進行管理	2 中期計画の定期的な進行管理
	業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。	① 平成 21 事業年度計画の実 績報告及び中期計画の内容の 周知を図るとともに、平成 22 事業年度計画の実施事項及び 進捗状況等の検証結果を、職 員一人一人に周知することに より、職員の更なる意識改革 を図る。	取りまとめられ通知された「平成 21 事業年度業務実績の評価結果」を全員回覧するとともに、平成 22 事業年度実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部及び総務部各課(室)において会議等を開催し、職員の更なる意識の向上を図った。 ① 東日本大震災後、直ちに役員・部長クラスの会議を開催し、理事長指揮の下、支部及び地方の相談コーナー等の業務
		② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成21事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。	取りまとめた機構の「21 事業年度実績報告書(案)」の審議を行い、厚生労働省・独立行政法人評価委員会に「業務実 績報告書」を提出(6/30)した。
		③ 一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業及び建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業においては、「加入促進対策のとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。	おいては、「加入促進対策委員会」を開催し、加入促進対策の遂行状況等を組織的に管理した。 〈中退共事業〉 第1回 6/11 21年度上半期の主な加入促進活動及び今後の加入促進対策課題の検討(省内仕分けで提示された 課題の検討)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

評価の視点等	評価項目 2 中期計画の定期的な 進行管理	自己評価	В	評定	
	_	対策委員会」	生委員会」、中退共事業及び建退共事業においては「加入促進を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行うと 吉果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。		-
 [数値目標]					
[評価の視点] ・業務の遂行状況を されているか。	を管理するための会議が適切に開催	「業務推進 いては5回、 を行った。 また、東日 事長指導の下 行い、共済契 を迅速に行っ	進委員会」は5回、「加入促進対策委員会」は中退共事業にま建退共事業においては3回開催し、業務の遂行状況等の把握 日本大震災後、直ちに役員・部長クラスの会議を開催し、理 下、支部及び地方の相談コーナー等の業務実施体制の確認を 契約者の被害状況の把握に努めるとともに、特例措置の検討 のた。 第1.2. (P.3) 参照)		
・業務の遂行状況を状況の把握による措置を講じてい	を管理するための会議における進捗 り、一体的な業務運営を行い、必要 いるか	実績:○ 「業務推進 行うとと「加入 また「加入 議を行い、中 的な加入勧奨	生委員会」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を 上、適宜、業務運営の方針を指示した。 人促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審 可退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極 と実施した。 第1.2. (P.3) 参照)		

(評価項目2)

中期目標 平成22事業年度計画 平成22事業年度業務実績 中期計画 2 内部統制の強化 3 内部統制の強化 3 内部統制の強化 3 内部統制の強化 各退職金共済事業を適切に運 各退職金共済事業を適切に運 各退職金共済事業を適切に運 各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、年度計画については、理事会 営し、退職金を確実に支給する 営し、退職金を確実に支給する 営し、退職金を確実に支給する において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一 人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、コンプライアンス推進委員会を2 ための取組を促進するため、職 ための取組を促進するため、職 ための取組を促進するため、職 員の意識改革を図るとともに、 回開催し、「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定した。なお、基本方針については、ホ 員の意識改革を図るとともに、 員の意識改革を図るとともに、 内部統制について、会計監査人 内部統制について、例えば、第 内部統制について、例えば、第 ームページに掲載するとともに、全職員に周知した。(3/31) 等の助言を得つつ、向上を図る 1の2の「中期計画の定期的な 1の2の「中期計画の定期的な ものとし、講じた措置について 幹部会 部内会議 部内連絡会議 進行管理」、4の(3)の「随意 進行管理」、4の(3)の「随意 理事会 部内連絡会議 契約の見直しについて」、第2の 契約の見直しについて」、第2の 積極的に公表すること。 (機構) (中退共事業) (建退共事業) (清退共事業) (林退共事業) 1の「確実な退職金支給のため 1の「確実な退職金支給のため 開催 13 回 12 回 24 回 12 回 12 回 の取組」を着実に実施する等、 の取組」を着実に実施する等、 回数 (毎月) (毎月) (隔调) (毎月) (毎月) 会計監査人等の助言を得つつ、 会計監査人等の助言を得つつ、 (注1) 開催回数欄の下段() 内は、原則の開催時期 向上を図るものとし、講じた措 向上を図るものとし、講じた措 (注2) 理事会のほか、役員のみによる打ち合わせ会議を原則毎月1回開催 置について積極的に公表する。 置について積極的に公表する。 (注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂 行状況の把握を実施 ・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会を定期的に開催した。 ・随意契約の適正化を推進するため、昨年に引き続き契約監視委員会を 3 回開催し審議概要等をホームページで公表し ・「確実な退職金支給のための取組」として、退職金未請求者及び長期未更新者への取組を着実に実施した。 ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成22事業年度監事監査実施計画」に基づき、会 計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等 の法令・規定遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各退職金共済事業の適切な運 営と適正な事務処理の徹底を指示した。 ・また、監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など 重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。

評価の視点等	評価項目3 内部統制の強化	自己評価	A		評定		
	I	理事会、専 人勤労者退職 内部統制の強	┃ ┣部会及びコンプライアンス推進委員会による「₹ 競金共済機構コンプライアンス基本方針」の策定を 強化に努めた。	独立行政法 ·行うなど、			
[数値目標]-							
[評価の視点] ・職員の意識改革を ているか。		組を促進する 部職員に対し 接等において 割を明らかに	は済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するため、年度計画については、理事会において理して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度、職員一人一人に年度計画における各職員の位置し職員に周知を図った。	事長から幹 度の期初面			
	るための取組が着実に実施されて 委評価の視点事項と同様)	組定内済る監進をのった明部機と事捗実適たの済る監進をのった。	共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するため、理事会、業務推進委員会及び契約監視開催した。 全強化するための取組として「独立行政法人勤労力ができる。 一、全職員に周知した。 「平成22事業年度監事監査実施計画」に基づき、主業務運営等の法令・規定遵守について会計監査監査に 監査結果は理事会で報告し、引き続き、各退職に対し、自己を にと適正な事務処理の徹底を指示し、内部統制に 第1.3. (P.5) 参照)	委員会等を 者退掲 地掲 車度 業 選 車 き 業 済 き き き き き き き き き き き き き き き き き			
把握・分析し、記 視点))ための具体的なイニシアティブを 平価しているか。(政・独委評価の	況、退職会 業務全般 <i>の</i> した。	5いては、各事業本部から退職金共済制度への加えを確実に支給するための取組状況などの報告をつ状況を把握するとともに、業務運営方針などを第1.3. (P.5) 参照)	行い、機構審議・決定			
・講じた措置につい か。	いての公表が適切に行われている	定し、ホー ・契約状況 <i>の</i> 会を開催し	去人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本-ムページに掲載した。 う点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約 の審議概要等をホームページで公表した。 第1.3. (P.5) 参照)	方針」を策			

(評価項目3)

中期目標 平成22事業年度業務実績 中期計画 平成22事業年度計画 3 業務運営の効率化に伴う経費 4 業務運営の効率化に伴う経費 4 業務運営の効率化に伴う経費 4 業務運営の効率化に伴う経費節減 節減 節減 (1) 一般管理費及び退職金共済 (1) 一般管理費及び退職金共済 (1) 一般管理費及び退職金共済 (1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 事業経費 事業経費 事業経費 運営費交付金を充当する、 運営費交付金を充当する、 一般管理費及び退職金共済事 千円削減した。なお、平成22年度から運営費交付金が廃止された。 一般管理費(退職手当は除 一般管理費(退職手当は除 業経費については、業務運営全 く。) 及び退職金共済事業経費 く。) 及び退職金共済事業経費 体を通じて一層の効率化を図る については、効率的な利用に については、効率的な利用に とともに予算の適正な執行を行 また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った(5/11、8/3、8/10、11/8、2/9) 努め、中期目標の最終年度ま 努め、中期目標の最終年度ま う。 でに、平成19年度予算額に でに、平成19年度予算額に 22 年度予算額 22 年度決算額 削減額(率) 比べて18%以上の削減を行 比べて18%以上の削減を行 7, 258, 027 千円 6,707,268 千円 550,759 千円(△7.6%) うこと。 う。 ※21 年度決算額 7,005,702 千円に対し、298,434 千円(△4.3%)削減した (2) 人件費 (2) 人件費 (2) 人件費 (2)人件費 総人件費については、「簡 簡素で効率的な政府を実現 人件費については、平成 17 素で効率的な政府を実現する するための行政改革の推進に 年度を基準として 5%以上の削 平成22年度の人事院勧告を踏まえ、以下を実施。 ための行政改革の推進に関す 関する法律(平成18年法律 減を行う。 ・55歳を超える職員で副参事以上を対象に俸給等を一定率(▲1.5%)で減額。 る法律」(平成18年法律第 第47号) 等に基づく平成1 併せて、機構の給与水準につ ・ 役職員給与水準の引下げ 47号) 等に基づき、役職員 8年度からの5年間で5%以 いて検証を行う。 (役員:人勧を上回る平均0.3%の引下げ、職員:平均0.1%の引下げ) 上を基本とする削減につい に係る人件費の総額につい ・期末・勤勉手当の引下げ て、平成18年度以降の5年 て、引き続き着実に実施する 役員:3.10月→2.95月(△0.15月) とともに、「経済財政運営と 間で、平成17年度を基準と 職員:4.15月→3.95月(△0.20月) する削減を引き続き着実に実 構造改革に関する基本方針2 (平成22年12月1日施行) 施すること。さらに、「経済 006| (平成18年7月7 財政運営と構造改革に関する 日閣議決定) に基づき、人件 基本方針2006」(平成1 費改革の取組を平成23年度 8年7月7日閣議決定)を踏 まで継続する。 まえ、人件費改革を平成23 さらに、機構の給与水準に 22 年度人件費削減率(17 年度比) 年度まで継続すること。 ついて、以下のような観点か また、機構の給与水準につ らの検証を行い、その検証結 いて、以下のような観点から 果や取組状況について公表す の検証を行い、これを維持す るものとする。 機構の平成22年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。 る合理的な理由がない場合に は、必要な措置を講ずること により、給与水準の適正化に すみやかに取り組むととも に、その検証結果や取組状況 については公表するものとす ること。

> ①・② 年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較(対国家公務員指数)は 112.7 となっているが、これは比較 の対象となる国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の職員は全員が東京都特別区の勤務であり、勤 務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高く なっていることによるものである。

> > 東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では98.9となっており、国家公務員の給 与水準と同水準に抑えられている。

③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、これまでも2%程度の低い水準であったが、平成22年度以 降、国からの運営費交付金が廃止されたことにより、1.6%と更に低い水準となっている。 (国からの財政支出額 8,989 百万円、支出予算の総額 572,215 百万円:平成 22 年度予算)

累積欠損金については、平成22年度も「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用に努めたが、東日本

- ① 職員の在職地域や学歴構成 等の要因を考慮してもなお国 家公務員の給与水準を上回っ ていないか。
- ② 事務所の所在地における地 域手当が高いなど、給与水準 が高い原因について、是正の 余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大き さ、累積欠損の存在、類似の 業務を行っている民間事業者 の給与水準等に照らし、現状
- ① 職員の在職地域や学歴構成 等の要因を考慮してもなお国 家公務員の給与水準を上回っ ていないか。
- ② 事務所の所在地における地 域手当が高いなど、給与水準 が高い原因について、是正の 余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大き さ、累積欠損の存在、類似の 業務を行っている民間事業者 の給与水準等に照らし、現状

一般管理費(退職手当は除く。)及び退職金共済事業経費については、平成22年度予算額7,258,027千円に対し、550,759

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
17 年度比削減率	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%	13.7%

分な説明がで④ その他、給の説明が十分	-	分な説明がで ④ その他、給 の説明が十分	-			しかしながら、資 捉えて行うもので また、類似の業務 に抑えられている。	f産運用は市場の はなく、引き続き fを行っている民	動向に大きく左右 き、中長期的観点 間事業者である係 会構造基本統計調	により、年度末時点における累積欠損額は増加することとなった。 古されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを から検証を行っていく必要がある。 R険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較でも、88.5 査との比較)
評価の視点等		般管理費及び退職費、人件費の節減	自己評価	A (退職手当は除く	(.) 及び退職会共	済事業経費は、平成 22	評定		
				けし 7.6%を削減し		5平成17年度比13.7%			
除く。)及び退職	機金共済事業経費 までに、平成19年	理費(退職手当は については、中期 度予算額に比べて	平成22年度予		円に対し、550,759	済事業経費については、 9千円削減した。			
・人件費について上の削減を行う		と基準として5%以	13.7%の削減			度比5%以上を上回る			
[評価の視点]事業費におけるるか。	 冗費を点検し、そ	- の削減を図ってい	節約に向けた 減を図り、結	取り組み」として	て示された事項等を -ムページで公表を	が省における行政経費の ・参考に無駄な支出の削 ・行なった。			
除く。)及び退	職金共済事業経費	理費(退職手当は たついて、効率的 独委評価の視点事	契約状況の 等により、一 いて、効率的 550,759千円	般管理費(退職手 な利用を行い、 ¹	当は除く。)及び追 P成22年度予算7,29 成22年度から運営	か拡大及び人件費の削減 基職金共済事業経費につ 58,027千円に対し、 費交付金は廃止された。			
・国と異なる、又か。	は法人独自の諸手	当は、適切である	諸手当につ			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
・法定外福利費の	支出は、適切であ	うるか。 	実績:○ 法定外福利 在支出してV	費の支出についっ るのは、安衛法	ては、平成20年度早 こ基づく健康診断費 東管理に必要な費用	!々に見直しを行い、現 ♂、人間ドック補助、健			

・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	実績:〇 国家公務員の再就職者のポストについては、いずれも平成21年度中に 役員公募を実施・任命を行った。また、平成21年度末までに廃止指導さ れた嘱託ポストは該当なし。
・人件費改革について、平成23年度における目標達成 に向けた取組が適切に行われているか。	実績:〇 計画的な定員削減に加え、職員の超過勤務の縮減にも取り組むことにより、削減目標の平成17年度比5%減を上回る13.7%の削減となった。 (業務実績第1.4. (2) (P.7) 参照)
・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水 準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適 切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)	実績:○ 給与水準については、勤務地域を考慮した地域勘案指数 100 を下回っており、適正な給与水準となっている。 (業務実績第1.4.(2)(P.7)参照)
・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.6%と極めて小さい。 また、累積欠損金については、平成22年度「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用に努めたが、東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、22年度末時点の累積欠損金は増加した。しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく必要がある。 (業務実績第1.4.(2)(P.7)参照)
法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公 共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点 から、必要な見直しが行われているか。(政・独委 評価の視点)	実績:○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。

(評価項目4)

中期目標	中期	計 画	平成22事	業年度計画		平成22事業年度業務実績	
(3) 随意契約の見直しについて 契約については、原則とし て一般競争入札等によるもの とし、以下の取組により、随 意契約の適正化を推進するこ	て一般競争入	ては、原則とし 札等によるもの 取組により、随	契約について 一般競争入札	か見直しについて ては、原則として 等によるものと 組により、随意契 推進する。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。		
と。	見直し計画」 着実に実施す	① 機構が策定した「随意契約 見直し計画」に基づく取組を 着実に実施するとともに、そ の取組状況を公表する。		る状況等を踏まえ を検証し、機構が する「随意契約等 を公表するとと 善実に実施する。	等見直し計画」を策定し、着実に取組を実施するとともに、一般競争入札を実施のうえ契約を行った。また、競争ない随意契約に係る契約情報の公表も行った(8/11、11/11、2/14)。		
② 一般競争入札等により契約 を行う場合であっても、特に、 企画競争や公募を行う場合に は、競争性、透明性が十分確 保される方法により実施する こと。	企画競争や公 は、競争性、	札等により契約 あっても、特に、 募を行う場合に 透明性が十分確 により実施す	により契約を ても、特に、 を行う場合	き一般競争入札等 を行う場合であっ 企画競争や公募 こは、競争性、透 確保される方法に る。		競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明る方法により実施した。	
③ 監事及び会計監査人による 監査において、入札・契約の 適正な実施について徹底的な チェックを受けること。		、入札・契約の ついて徹底的な	監査において 適正な実施り	会計監査人による て、入札・契約の こついて徹底的な ができるよう必要 を行う。	提出し、監事によ また、昨年に引	ついての適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・一者応募による契約内容をる業務監査を受けた(5/13、7/26、10/29、2/25)。 き続き契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募、複数年契約等の点した(10/5、12/21、3/9)。	
評価の視点等 評価項目 5 随	意契約の見直しに	自己評価	A			評定	
		締結した複数	年契約等について 検・見直しを行い	監事、会計監査人	約、平成21年度以前に による監査を受けると る契約監視委員会にお	(評定理由)	
[数値目標]-							
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取れているか。(政・独委評価の視点		の取組状況の た。	見直し計画」に基 公表を行った。ま 1.4. (3)(P.10)	た、一般競争等へ	実施するとともに、そ の移行を積極的に行っ		
・契約事務手続に係る執行体制や審整備・執行等の適切性等、必要なるか。(政・独委評価の視点)	査体制について、 評価が行われてい	ら点検・見直 を受けた。		T識者による契約監	 、契約状況について自 視委員会において審査		
・契約に係る規程類が適切に整備さ (政・独委評価の視点事項と同様)		実績:○		t適切に整備してい	る。		

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	実績:○ 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方 法により実施するとともに、「一者応札・一者応募」に係る改善方策につい てホームページで公表している。
監事及び会計監査人による監査において、入札・ 契約の適正な実施について徹底的なチェックを受 けているか。	(業務実績第1.4.(3)(P.10)参照)実績:○監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。(業務実績第1.4.(3)(P.10)参照)
契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	実績:○ 契約監視委員会を3回開催し、平成21、22年度随意契約及び1者応募に 係る契約、平成21年度以前に締結した複数年契約等について審議を行っ た結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。 (業務実績第1.4.(3)(P.10)参照)
	性が確保されているか。 (政・独委評価の視点事項と同様) 監事及び会計監査人による監査において、入札・ 契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われ

(評価項目5)

-1- +1-1 -1 -1-3-5		T 4 0 0 古 * 5 5 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 5	
中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 確実な退職金支給のための取 組	1 確実な退職金支給のための取 組	1 確実な退職金支給のための取 組	1 確実な退職金支給のための取組
機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者(以下「加入者」という。)の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。			
(1)一般の中小企業退職金共済 事業	(1) 一般の中小企業退職金共済 事業における退職金未請求者 に対する取組	(1) 一般の中小企業退職金共済 事業における退職金未請求者 に対する取組	
① 今後の確実な支給に向けた	厚生労働省の協力を得つ		退職金未請求者を縮減するため下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率を取組開始前の2.8% 前後に比して、平成22年度末(20年度脱退)までに1.6%に縮減することができた。
取組	つ、以下の取組を着実に実施		取組前取組後
未請求退職金の発生防止の観点から、	することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年		脱退年度15 年度16 年度17 年度18 年度19 年度20 年度2 年経過後の未請求率3.0 %2.8 %2.7 %2.0 %1.8%1.6%
・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること ・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと	経過後の未請求者数の比率を 最終的に1%程度とすること を目標とし、中期目標期間の 最終年度(平成24年度)に おいてもその達成を図る。		
等の取組を積極的に行うこと により、請求権が発生した年	イ 新たな未請求退職金の発生 を防止するための対策	イ 新たな未請求退職金の発生 を防止するための対策	イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策
度における退職者数に対する 当該年度から2年経過後の未 請求者数の比率を中期目標期 間の最終年度(平成24年度) までに、1%程度とすること。	従業員に対して、一般の中 小企業退職金共済(以下「中 退共」という。)事業に加入し ていることの認識を深めるこ と及び未請求者に請求を促す ため、以下の取組を行う。	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成22年度においては、以下の取組を着実に実施する。	従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を実施した。
	i)加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。	i)事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。	i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知(加入通知書) した(加入通知書発送 439,272人)。 また、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の中の一部を被共済者単位で切り離せる仕様とした「加入状況のお知らせ」を事業主に送付し、配布を依頼した。

ii)退職後3か月経過しても 未請求者のいる対象事業所 に対して、事業主から請求 を促す要請通知を行う。

- iii) 前記 ii) の通知から3か 月経過しても未請求者のい る対象事業所に対して、当 該被共済者の住所等の情報 提供を依頼し、入手した情 報に基づき被共済者に対し て請求手続を要請する。
- iv) 前記 i) ~iii) の取組に ついて、毎年度、成果の検 証を行い、取組の見直しを 行う。

なお、退職時の被共済者 の住所の把握について、業 務・システム最適化計画の 進捗状況等を踏まえつつ、 平成23年度末までの実施 を検討する。

② 既に退職後5年を超えた未 請求者に対する取組

既に退職後5年以上を経過 した未請求の退職金について は、すべての未請求退職者の 住所等連絡先の把握に計画的 に取り組み、本人に直接退職 金の請求を促すことにより、 中期目標期間内に未請求退職 金を縮減すること。

ロ 累積した未請求退職金を縮 減するための対策

未請求者のいる対象事業所 に対して、順次、未請求者の 住所等の情報提供を依頼し、 入手した情報に基づき被共済 者に対して請求手続を要請す る。

- ii) 退職後3か月経過しても 未請求者のいる対象事業所 に対して、事業主から請求 を促す要請通知を行うこと に併せて、当該被共済者の 住所等の情報提供を依頼す る。入手した情報に基づき 被共済者に対して請求手続 を要請する。
- iii) 前記i) 及びii) の取組 について成果の検証を行 い、必要に応じ対応を検討 する。

ロ 累積した未請求退職金を縮 減するための対策

引き続き、退職後5年以上 を経過した未請求者のいる対 象事業所に対して、未請求者 の住所等の情報提供を依頼 し、入手した情報に基づき被 共済者に対して請求手続を要 請する。

ii)退職後3か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、 当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 (住所提供依頼数 17,934 所、22,579 人 請求手続要請者 6,060人)

また、22 年度計画以外の新たな取組として、21 年度に住所情報の提供依頼を行い、得られた情報に基づき本人へ請 求要請を実施したが、未請求となっている20年度の脱退者に対する2回目の請求要請通知を1,191人に発送した。

iii) 担当部署における取組の進捗状況の確認及び成果の検証を行った。

退職時の被共済者住所の把握については、退職届で行うこととし、仕様の変更及び住所情報のデータベース化を、 平成23年度末までに実施することを決定した。

ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策

退職後5年以上を経過した未請求者のいる対象事業所(平成12年度以前の未請求者のうち、在籍者のいる共済契約 者)に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 (住所提供依頼数 21,006 所、48,466 人 請求手続要請者 9,122人)

【22 ^在	F度計画の対策	1	
請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数
21年度脱退者分(7月~3月)	8, 107 所	3,822 人	4,594 人
22 年度脱退者分(4 月~12 月)	9,827 所	2,238 人	2,781 人
12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) 〈 都市部以外 〉	21,006 所	9, 122 人	5, 565 人
小計 ①	38,940 所	15, 182 人	12,940 人
【22 年度計	画以外の新たた	で取組】	
20 年度脱退者に対する 2 回目の請求要請通知②	1,080 所	1, 191 人	152 人
合計 ①+②	40,020 所	16, 373 人	13,092 人

③ 加入者への周知広報 これまでの周知広報を見直 し、あらゆる機会を通じて未 請求者縮減のための効果的な 周知広報を行うこと。 ii)ホームページに未請求に iii)その他あらゆる機会を通

すること。

ハ 周知の徹底等

- i) ホームページに中退共事 業加入の事業所名を検索で きるシステムを構築し、被 共済者等が自ら加入事業所 を調べることを可能とす る。過去に中退共事業に加 入していた事業所について も、未請求者がいる事業所 名をホームページに掲載す る。
- ii) ホームページに未請求に 関しての注意喚起文を、年
- iii) その他あらゆる機会を通 を行う。

二 調査、分析

上に行う。

加入事業所及び被共済者 に対する調査の実施等によ り、未請求原因の分析を行 い、その結果をその後の対 応策に反映させる。

関しての注意喚起文を、年

じた注意喚起をこれまで以

間を通して掲載する。

ハ 周知の徹底等

i) ホームページに平成 22 年 10 月を目途に、21 年 2 月以降に新規加入した事業 所名を追加掲載するため、 事業主へ掲載の可否を問う 通知を送付し、回答の回収 集計・データ作成等を行う。

- 間を通して掲載する。
- じた注意喚起について検討

ニ 調査、分析

平成 21 年度までに行った 未請求対策による効果の検 証、加入事業所及び被共済者 に対する調査結果等により未 請求原因の分析を行い、その 後の対応策に反映させる。

ハ 周知の徹底等

i) 平成 21 年 2 月中旬から平成 22 年 5 月中旬に新規加入し、掲載を承諾した事業所の事業所名をホームページに追加掲 載した(10/28)。

掲載承諾数 6,122 所 掲載拒否数 1,630 所 未回答数 12,095 所 19,847 所

(23年3月末掲載数 287,247所)

また、平成23年2月には、平成22年5月下旬から平成22年12月に新規加入した事業主に対して、ホームページ に事業所名掲載の可否を問う通知状を発送し、回答の集計を開始した(発送件数 10,248 所・23 年 6 月掲載予定)。 さらに、これまではホームページに事業所名掲載の可否を問う通知を事業所に送付し、掲載を承諾した事業所の事 業所名を掲載していたが、中退法施行規則の一部改正に伴う契約申込書の改訂にあわせ、平成23年1月から新規申込 書の申込者記入欄に、ホームページに事業所名掲載の可否を確認する欄を設け、事業主負担軽減を含め、事務処理の 簡素化と郵送経費の削減を図った。

- ii)ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載した。
- iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行った。

二 調查、分析

○ 中退共制度に加入している企業及び従業員(5,500 所,有効回答数 2,652 所、回答率 48.2%)を対象に、中退共ホー ムページに対するニーズや利用状況の把握、事務手続き等に対する要望を調査目的とした「退職金実態調査」を 10 月 に実施した。この結果を今後の未請求対策に反映すべく、平成23年2月に調査結果を集計し、報告書を作成した。(ホ ームページには平成 23 年 5 月 18 日に掲載)

項目 (未請求問題)

回収 5,743件

中退共制度について

評定

(未請求退職金の発生を防止するための加入通知(加入通知書、加入状況のお知らせ)について)

○ 上記口について住所情報を入手した被共済者に請求要請する際、未請求原因のアンケートを行い、結果を集計した。

評価項目6 中退共事業における 評価の視点等 自己評価 退職金未請求者に対する取組 新たな未請求者の縮減目標に近づけるとともに累積した未請求退職金 について取組を着実に実施した 「数値目標 ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当 脱退後2年経過後の未請求率を1.6%に縮減することができた。(21) 該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目 年度 1.8%) 標期間の最終年度(平成24年度)までに、1%程度と (業務実績第2.1. (1) (P.12) 参照)

[評価の視点] ・未請求者の縮減に向けた取組に進捗がみられるか。	実績:○ 未請求者縮減対策である事業主に対する未請求者の情報提供依頼は、 22 年度の計画を完了し、新たに、脱退後 2 年経過前の未だ請求手続きを されていない者(通算手続き含む)に対し、請求手続きの勧奨通知の再 送付を行った。 (業務実績第2.1.(1)(P.13)参照)	
・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着 実に実施しているか。	実績:○ ・被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のお知らせ」の発行による加入周知に努めた。 ・21年度(7月~3月)、22年度(4月~12月)の脱退者で、未だ未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所情報提供を行い、得られた情報から本人へ直接請求要請を行った。 ・脱退者の住所把握方法については、被共済者退職届で行うこととし、仕様の変更及び住所情報のデータベース化を23年度末までに実施することを決定した。 ・22年度計画以外の新たな取組として、未請求となっている20年度脱退者に対する2回目の請求要請通知を発送した。 (業務実績第2.1.(1)(P.12)参照)	
・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。	実績:○ ・12年度以前脱退(都市部を除く)の未請求者についての住所提供依頼 を行った。 (業務実績第2.1. (1) (P.13) 参照)	
・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	実績:○ ・中退共制度に加入していることの認識を深め、新たな未請求退職金の発生を防止する対策として、22年度に新規・追加加入した被共済者宛に、事業主を通じて「加入通知書」を発行した。 ・昨年に引き続き、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の中の一部を被共済者単位で切り離せる仕様とした「加入状況のお知らせ」を被共済者への制度加入周知の向上を目的として発送した。 ・ホームページで中退共加入事業所を検索することができる「加入事業所検索システム」に事業所データを追加更新した。さらに23年1月からの新規契約申込書の改訂に合わせ、ホームページに事業所名掲載の可否を確認する欄を設け、事業主負担軽減を含め事務処理の簡素化と郵送経費の削減を図った。 ・ホームページ掲載や「中退共だより」等事業主への送付書類において注意喚起を行った。 (業務実績第2.1.(1)(P.12.14)参照)	
・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	実績:○ ・未請求退職金の発生を防止するための加入通知(加入通知書、加入状況のお知らせ)についての通知方法等を調査・集計、未請求者への請求要請の際に未請求原因のアンケート調査・集計を実施した。 (業務実績第2.1. (1) (P.14) 参照)	

(評価項目6)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績					
2)特定業種退職金共済事業	(2)特定業種退職金共済事業	(2)特定業種退職金共済事業	(2)特定業種退職金共済事業					
① 建設業退職金共済事業にお ける共済手帳の長期未更新者 への取組	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等	① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等					
・共済手帳が長期未更新であ って退職金の受格である を表演者のうち、に を表示すべてのものに をですべてのものに を直接本人に を直接本人に を直退職金の強化を をでいる とでいる をでいる	イ 長期未更新者への取組 i) 新規加入時に被共済者の 住所を把握し、建退共事業 に加入したことを本人に通 知するとともに、把握した 住所情報をデータベース化 する(データベース化は平 成16年度~19年度新規 加入者分を含む。)。また、 共済手帳に住所欄を設けて 被共済者に記載させる。	イ 長期未更新者への取組 i)新規加入時に被共済者の 住所を把握し、建退共事業 に加入したことを本人に通 知するとともに、把握した 住所情報をデータベース化 する。また、被共済者に共 済手帳の住所欄を記載させ る。	をデータベース化した(被共済者に対する通知 124,384件)。 また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる措置を講じた。 と					
者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り 方を見直すこと。	ii)共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。	ii)過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	ii) 過去 3 年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ○22 年度要請件数 31,048 人 うち、手帳更新した者 3,715 人 退職金請求した者 1,842 人					
		, 30	【長期未更新者調査】					
			18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 調査件数 33,059 人 39,047 人 34,387 人 33,690 人 31,048 人					
	iii) 過去3年間共済手帳の更 新のない被共済者に対する 長期未更新者調査により、 その住所の把握に努め、共 済手帳の更新、退職金の請 求等の手続をとるよう要請 する。	iii)事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。	iii)事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。					
	iv) これまでの長期未更新者 調査において対象とならな かった被共済者について、	iv)被共済者重複チェックシ ステム等を活用し、新規加 入時に重複加入の有無をチ	iv)被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。					
	前記iii)と同様の措置を講ずる。	ェックするとともに、退職 金の支払時にも名寄せを行 い、退職金の支払い漏れを	○21 年度加入者 144,944 人 うち、重複加入者 1,432 人					
		防止する。	○22 年度加入者 124,519 人 うち、重複加入者 822 人					
			○22 年度退職者 65,090 人 うち、追加支給者 61 人					

② 建設業退職金共済事業にお

向けた取組

ける共済証紙の適正な貼付に

共済契約者への手帳更新等 の要請及び受払簿の厳格な

審査等を通じた指導等によ

り就労日数に応じた貼付の ための取組を促進するこ

・中期目標期間の最終年度ま

でに、共済証紙の販売額の

累計と貼付確認額の累計の

差額を、前中期目標期間の

終了時から130億円程度

減少させること。あわせて、

共済証紙の貼付状況等に関

して把握し、取組の充実を

図ること。

への取組

- v) 事業主団体の広報誌、現 場事務所のポスター等によ り、被共済者に退職金の請 求に関する問い合わせを呼 びかける。
- vi)被共済者重複チェックシ ステムの活用により、退職 金の支払時に名寄せを行 い、退職金の支払い漏れを 防止する。
- vii) ホームページ等を活用し、 共済手帳の更新、退職金の 請求等の手続を行うよう注 意喚起を行う。
- ロ 共済証紙の適正な貼付に向 けた取組
- i) 就労日数に応じた共済証 紙の適正な貼付を図るた め、過去2年間共済手帳の 更新の手続をしていない共 済契約者に対し共済手帳の 更新など適切な措置をとる よう要請する。
- ii)加入履行証明書発行の際 の共済手帳及び共済証紙の 受払簿を厳格に審査するこ と等を通じ、就労日数に応 じた共済証紙の適正な貼付 をするよう共済契約者に対 して指導を徹底する。
- iii) 前記 i)、ii) の取組等に より、中期目標期間の最終 年度までに、共済証紙の販 売額の累計と貼付確認額の 累計の差額を、前中期目標 期間の終了時から130億 円程度減少させる。
- iv)実態調査等を通じて共済 証紙の貼付状況等に関して 把握する。
- ② 清酒製造業退職金共済事業 における共済手帳の長期未更 新者への取組
- 共済手帳が長期未更新であ i) 新規加入時に被共済者の って退職金の受給資格があ 住所を把握し、清酒製造業 るすべての被共済者につい 退職金共済(以下「清退共」 という。)事業に加入した ことを本人に通知するとと もに、把握した住所情報を データベース化する。また、

- v) ホームページ等を活用し、 共済手帳の更新、退職金の 請求等の手続を行うよう注 意喚起を行う。
- vi)共済契約者に対し、被共 済者の退職時等に建設業か らの引退の意思の有無を確 認し、引退の意思を有する 場合には退職金の請求を指 導するよう要請する。
- ロ 共済証紙の適正な貼付に向 けた取組
 - i) 就労日数に応じた共済証 紙の適正な貼付を図るた め、過去2年間共済手帳の 更新の手続をしていない共 済契約者に対し共済手帳の 更新など適切な措置をとる よう要請する。
 - ii) 加入履行証明書発行の際 の共済手帳及び共済証紙の 受払簿を厳格に審査するこ と等を通じ、就労日数に応 じた共済証紙の適正な貼付 をするよう共済契約者に対 して指導を徹底する。
 - iii) 各種説明会、加入履行証 明書発行等の機会をとら え、共済手帳及び共済証紙 の受払簿の普及を図るとと もに、正確な記載を行うよ う要請する。
- ② 清酒製造業退職金共済事業 における共済手帳の長期未更 新者への取組
- i) 新規加入時に被共済者の 住所を把握し、清酒製造業 退職金共済(以下「清退共」 という。)事業に加入したこ とを本人に通知するととも に、把握した住所情報をデ ータベース化する。また、

- v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・広報誌掲載(事業主団体、市町村) 52件
- vi)共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には 退職金の請求を指導するよう支部を通じて要請した。

- ロ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組
 - i)2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請(要請文書 の送付 21,417 件) した。
 - ・20 年度の要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2 年後においても依然として履行がなされ ていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請(要請文書の送付5.415件)した。
 - ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済 証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数 (110,445枚)】
- iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確 な記載を行うよう要請した。

【制度説明会 11 会場 (出席者 2,073 人)】

【加入・履行証明書発行枚数 (110,445 枚)】(再掲)

- ② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組
 - i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。) 事業に加入したことを 本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。 156 人

て、住所等連絡先の把握に 努め、受給資格がある旨等 を直接本人に通知するな ど、退職金の確実な支給の

③ 清酒製造業退職金共済事業

及び林業退職金共済事業にお

ける共済手帳の長期未更新者

ための取組の強化を図ること。

- ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。
- ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。

共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。

- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。
- iii) 過去3年以上共済手帳の 更新がなく、かつ、24月 以上の掛金納付実績を有す る被共済者に対する長期未 更新者調査により、その住 所の把握に努め、共済手帳 の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう要請する。

- iv) 前記iii) によっても当該 被共済者の住所等が把握で きなかった場合には、加入 時の住所を基に、共済手帳 の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう要請する。
- v)ホームページ等を活用し、 共済手帳の更新、退職金の 請求等の手続を行うよう注 意喚起を行う。

- ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組
 - i) 新規加入時に被共済者の 住所を把握し、林業退職金 共済(以下「林退共」とい う。) 事業に加入したこと

被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。

- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。
- iii)過去3年以上共済手帳の 更新がなな納付実績を有するという。24月すまで、かつ、24月すまで、24月ずまで、24月ずまで、24月ずまで、24月では

なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。

- iv) 前記ii) によっても当該 被共済者の住所等が把握で きなかった場合には、加入 時の住所を基に、共済手帳 の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう要請する。
- v) ホームページ、業界紙及 びポスター等を活用し、共 済手帳の更新、退職金の請 求等の手続を行うよう注意 喚起を行う。
- vi) 全共済契約者に対し、被 共済者の退職時等に清酒製 造業からの引退の意思の有 無を確認し、引退の意思を 有する場合には退職金の請 求を指導するよう要請す る。
- ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組
 - i) 新規加入時に被共済者の 住所を把握し、林業退職金 共済(以下「林退共」とい う。)事業に加入したことを

- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した。 2,076件
- iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。 調査対象 23事業所 35人

なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請した。

・22 年度調査

調査対象者	手帳更新	請求受付
35 人	9人	7人
・うち未回答の契約者は	こ対する電話等調査	
調査対象者	手帳更新	請求受付

22 人

・22 年度末累計			•
調査対象者	手帳更新	退職金請求	移動通算
7,339 人	76 人	3,999 人	9 人

6 人

iv) 前年度までの共済契約者に行った現況調査において、現況不明となった 1,743 人について加入申込書により住所を調べ、整備・データベース化を行い、共済手帳の更新、退職金請求等の手続きをとるよう文書にて要請した。

2 人

調査対象者 1,743人

退職金支払件数 692 人

また、長期未更新者調査対象外の被共済者についても加入時の住所を基に加入の古い者から住所の整備、データベース化を行い、これに併せ過去3ヵ年以上共済手帳の更新がなく、かつ、掛金納付実績24月未満の被共済者9,797人に対し、現況調査票を送付した。

調査対象者 9,797 人

返納届提出等による返納処理 6,295 人

- v) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起 を行った。
 - ・業界紙等に注意喚起の記事を掲載した。
 - 日杜連情報
 - ・醸界タイムス
- vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。
- ③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組
 - i)新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済(以下「林退共」という。)事業に加入したことを本人に通知するとともに、住所情報をデータベース化した。(2,410人)

- を本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、 共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。
- iii) 過去3年以上共済手帳の 更新がなく、かつ、24月 以上の掛金納付実績を有す る被共済者に対する長期未 更新者調査により、その住 所の把握に努め、共済手帳 の更新、退職金の請求等の 手続を取るよう要請する。

- iv)前記iii)によっても当該 被共済者の住所等が把握で きなかった場合には、既に 共済契約者を通じて入手し た住所を基に、共済手帳の 更新、退職金の請求等の手 続を取るよう要請する。
- v)ホームページ等を活用し、 共済手帳の更新、退職金の 請求等の手続を行うよう注 意喚起を行う。

- 本人に通知するとともに、 把握した住所情報をデータ ベース化する。また、被共 済者に共済手帳の住所欄を 記載させる。
- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。

なお、本調査を実施する 際には、関係業界団体に対 し、協力を要請する。

- iv) 前記iii) によっても当該 被共済者の住所等が把握で きなかった場合には、既に 共済契約者を通じて入手し た住所を基に、共済手帳の 更新、退職金の請求等の手 続を取るよう要請する。
- v)ホームページ、事業主団 体の広報誌及びポスターな どを活用し、共済手帳の更 新、退職金の請求等の手続 を行うよう注意喚起を行 う。
- vi) 全共済契約者に対し、被 共済者の退職時等に林業か らの引退の意思の有無を確 認し、引退の意思を有する 場合には退職金の請求を指 導するよう要請する。

- ii) 共済手帳の更新時において、共済手帳に記入された被共済者の住所のデータベース化を行った。(1,091人)
- iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。(今年度新たに上記対象者となった161名に対し、長期未更新者調査を実施した。)

全国森林組合連合会全国指導部課長会議に出席し、長期未更新者調査の現況報告及び協力依頼を行った。(8/4)

•22年度末累計

調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求	
6,103人	574 人	3,091 人	

- iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。
- v)ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した。(8/5)(掲載市町村53件)林野庁メールマガジンにも同内容の呼びかけを掲載。(9/20号)
- vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には 退職金の請求を指導するよう要請した。 (7/20発送)

・建退共事業において共済契約者への要請等により、 共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施さ れているか。

実績:○

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の 手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な 措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済 証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済 証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。ま た、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及 び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要 請した。

(業務実績第2.1. (2) (P.17) 参照)

(評価項目7)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
2 サービスの向上	2 サービスの向上	2 サービスの向上	2 サービスの向上
(1)業務処理の迅速化	(1)業務処理の簡素化・迅速化	(1)業務処理の簡素化・迅速化	(1)業務処理の簡素化・迅速化
契約及び退職金給付に当たり、競正な審査を引き続き入事業施しつつ、業施に併せ、4事業本部の処理期間を短縮すること。	① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の的られば事務処理が必要に改善者を行い、必要に改善者を策定するとととに、適宜を策定しを行う。	① 機構が作成した「基地に 上記を という という できょう という という という という という という という という という とい	① 各事業本係及び総務部各課(等)において、諸手統・事務処理等の再点檢を実施し、平成22年度の実績のとりまとめ及び平成23年度以降の「事務処理改善計画」の作成を行った。 【22年度事務処理改善支票制】 機構内事務処理等の主な改善)・申込者の確認変更(同島の援脉有無、ホームページ掲載の項目等を追加)(中退光)・関係書類鑑ファイルの16元を2次の汎用品に変更(伊遠光)・関係書類鑑ファイルの16元を2次の汎用品に変更(伊遠光)・関係書類鑑ファイルの16元を2次の流用品に変更(伊遠光)・地路交換業務を直路組業業務の統合を実施し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った(中退光)・地路交換業務を直路組業業務の統合を実施し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った(中退光)・実務・システム最適化計画の実施に併せ、共済手帳更新申請書等を単葉方式に変更し、提出書類の軽減を図った。(建退共) (その他)・「実務改善日安衛」に寄せられた提索を担当部署で検討し、検討結果を全を順量等に周知した。(9/13)・業務・システム最適化計画の実施に併せ、建造地・清退式・林遠地の使用する各様式の共通化及び共通のOCRシステムを使用するための規格の流・化を図った。(特退共) (中退共事業) 各部において、職員から幅広い意見を求め、諸手続及び事務処理等の再点核を行った。・中退出施行規則の一部を改正する省合に係る事務手続きに関しては、事務手続を行った。・平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災加入者に対し、特別措置を実施し迅速に対応した。(契約関係)・財金崇和選出理由中立・退職金主義手帳再発行(給付関係)・退職金計事を発しまで起業した歴日の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生に続けずる事項の代用・遺跡市が発生の発行に確認、大支化の財産に遭力がたれた別を認める。ただし、紛失の場合は過終手帳の交付年月から確決日まで起業した暦日の範囲内とし、建設実においては250日、清退共においては180日、林退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては260日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共においては250日、清退共に応じて25日の範囲内とした。(法の証法 損傷・歳欠)に関する取りを表示していて20年代が認められた場合は、法決決しているのと見敬し、損傷・減失とものと見敬し、援傷・減失とものと見敬し、援傷・減失とものと見敬し、損傷・減失とものと見敬し、損傷・減失とものと見敬し、損傷・減失したものと見敬し、損傷・減失とを確認の対象を対していてに当性が認められた場合に減失したものと見敬し、損傷・減失したものと見敬し、損傷・減失としたのでは、対しないは、250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませために対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませた。250日に対しませためられば、250日に対しませためらはよりませためら、250日に対しませた。250日に対しませためら、250日に対しませためた。250日に対しませためが、250日に対しませためら、250日に対しませためら、250日に対しませためらはなどがよりませためらはなどのはなどのはなどのはなどのはなどのはなどのはなどのはなどのはなどのはなどの

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート ② 契約及び退職金給付に当た ② 契約及び退職金給付に当た ② 契約及び退職金給付にあたり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行った。 り、厳正な審査を引き続き実 り、引き続き厳正な審査を実 施しつつ、業務・システム最 施するとともに、以下の処理 期間内に退職金給付を行う。 適化計画の実施に併せ、以下 のとおり退職金等支給に係る 処理期間の短縮等を行う。 i) 中退共事業においては、 i) 中退共事業においては、 引き続き受付から25日以 受付から25日以内(退職月 内(退職月の掛金の納付が の掛金の納付が確認される 確認されるまでの期間は支 までの期間は支払処理期間 払処理期間から除く。)に から除く。)。 支払う。 ii) 建退共事業においては、 ii) 建退共事業においては、 引き続き受付から30日以 受付から30日以内。 内に支払う。 iii) 清退共事業及び林退共事 iii) 清退共事業及び林退共事 業においては、受付から3 業においては、受付から39 付から30日以内に支払った。 0日以内に支払う。 日以内。ただし、システム 最適化後においては、受付 現行の退職金等支給に係る から30日以内。 処理期間は以下のとおりであ i) 中退共事業においては2 5日以内。 ii) 建退共事業においては3 0 日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事 業においては39日以内。

- i) 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。
- ii) 建退共事業においては、受付から30日以内に支払った。
- iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から39日以内に支払った。ただし、システム最適化後においては、受

評価の視点等	評価項目8 業務処理の簡素化・ 迅速化	自己評価	A	評定		
		退職金等支票を達成した	正給に係る処理期間について、各事業本部とも年度計画の 	目 (評定理由)		
・建退共事業にお ・清退共事業及び	いては、受付から25日以内。 いては、受付から30日以内。 林退共事業においては、受付から3 し、システム最適化後においては、 以内。	・建退共事業・清退共事業払った。た支払った。	においては、受付から25日以内に支払った。 能においては、受付から30日以内に支払った。 後・林退共事業においては、受付から39日以内に退職金を だし、システム最適化後においては、受付から30日以内 52.2.(1)② (P.23)参照)			
ともに、機構 る観点から、	諸手続や提出書類の合理化を図ると 内の事務処理の簡素化・迅速化を図 諸手続及び事務処理等の再点検を行 置を講じているか。	点務は要素をできる。	の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の、平成22年度の実績のとりまとめ及び平成23年度以降の話計画」の作成、見直しを行った。 においては、中退法施行規則の一部を改正する省令に係る検討、見直しを行った。 においては加入者が行う諸手続及び事務処理等について、テム最適化計画の実施に併せ、提出書類の軽減、共済手の簡素化を図った。 3とも東日本大震災に係る特例措置の実施を簡便かつ迅速 52.2.(1)①(P.22)参照)	事 る 、 帳		
・ 職員等の提案 切に講じてい	を受けながら、業務改善の取組を適 るか。	を全職員に	手目安箱」に寄せられた提案を担当部署で検討し、検討線 に周知した。 第2.2.(1)①(P.22)参照)	果		
	ム最適化計画」の実施に併せ、退職 理期間の短縮が行われているか。	・清退共事業 払った。た 支払った。	美・林退共事業においては、受付から39日以内に退職金を だし、システム最適化後においては、受付から30日以内 至2.2. (1) ② (P.23) 参照)			

(評価項目8)

中期目標 中期計画 平成22事業年度計画 平成22事業年度業務実績 (2)情報提供の充実、加入者の (2)情報提供の充実、加入者の (2)情報提供の充実、加入者の (2)情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 照会・要望等への適切な対応 照会・要望等への適切な対応 照会・要望等への適切な対応 ① 共済契約者等からの諸手続 ① 共済契約者等からの諸手続 ① 加入の要望の強かった同居の親族のみの事業について、前年度に実施した働き方の実態調査をもとに中退法施行規則 これまでの加入者の照会・ 要望等への対応に係る取組に の方法に関する照会・要望等 の方法に関する照会・要望等 の一部改正につなげ、公布から施行までの短い準備期間の中で円滑な施行を図った。 加え、相談者の満足度を調査 をホームページ上のQ&Aに を引き続きホームページ上の し、その結果を相談業務に反 反映するなど回答の標準化等 Q&A等に反映するなど回答 ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見等を集計した。 を図り、また、ホームページ (添付資料③) ホームページサイトマップ) 映させることにより、相談業 の標準化等を図る。また、ホ を活用し、被共済者が直接情 務の質を向上させること。 ームページを活用し、被共済 報を入手できるような仕組を また、共済契約者等からの 者が直接情報を入手できるよ 参考になった どちらでもない ならなかった コメント 計 相談については、回答の標準 検討するとともに、個別の相 うに、加入事業所情報を掲載 1.580 件 58 件 158 件 200 件 1,996件 する。個別の相談業務につい 化によりホームページ等を活 談業務については、引き続き 用し、被共済者が直接情報を 電話により行うなどサービス ては、引き続き電話等により ・共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ&A等に反映するなど回答 入手できるような仕組を検討 向上を図る。 行うなどサービス向上を図 の標準化等につとめた。 するとともに、個別の相談業 る。 ・中退共事業においては、平成23年1月1日施行の中退法施行規則の一部を改正する省令について、ホームページに 務については、引き続き電話 掲載するとともに、中退共制度の改正内容(冊子)、改正概要のちらしを作成し周知を図った。 により行うなどサービス向上 ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地域に対しては、お見舞い文及び加入者に対する特例措置の対 を図ること。 応をホームページに掲載した。また、被災地域の共済契約者に対しては、4月1日にお見舞い文と特別措置に関する 文書を送ることとした。 ・清退共及び林退共事業においては、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載した(4月1日) これによりすべての事業本部で被共済者が直接情報を入手できることになった。 ・個別の相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、引き続き電話により行うな どサービス向上を図った。 ② 電話交換業務と電話相談業 ② 電話交換業務と電話相談業務を統合し、お客様からの相談案件についてワンストップで正確な回答ができるよう心掛 務を統合し、お客様からの相 け、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った。 談案件について、電話交換手 を経由せず回答を行うことに より、サービスの迅速化と電 話対応業務体制の効率化を図 る。 ③ 相談業務については、引き ② 相談業務については、相談 ③ 相談業務における各本部の応対マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の 者の満足度を調査し、その結 続き相談者の満足度を調査 声ハガキを基に相談業務の満足度の集計し、各本部に周知している。なお、12月からご利用者の声ハガキをアンケート 果を相談業務に反映させるこ し、その結果を相談業務に反 記入用紙に変更し、相談コーナー来訪者の相談用件を新たに集計できるようにした。 とにより、相談業務の質を向 映させることにより、相談業 (添付資料④) ホームページ上における照会・要望の受付状況(22年度)) 上させる。また、応対の基本、 務の質を向上させる。また、 (添付資料⑤) 「ご利用者の声」22年度集計結果) 実際の対応例等を定めた応答 応対の基本、実際の対応例等 を定めた応答マニュアルを見 マニュアルを見直し、懇切丁 ○ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,247件であった。 寧な対応を徹底する。 直し、懇切丁寧な対応を徹底 内、苦情は14件であった。いただいたご意見・ご質問等については、すべて速やかに対応している。 する。 ○相談窓口に設置した「ご利用者の声ハガキ」受付件数 どちらとも 役にたたな 全く役にた 非常に役に 合 計 お礼意見 苦情意見 役にたった いえない かった たなかった たった 107 件 0 件 151 件 43 件 1 件 0 件 18 件

※ハガキ記載のご意見例

・「説明会を中国地方で開催してください。」

・「電話ではお聞きしにくい点をご説明していただき大変参考になりました。」 「ネットで調べるだけでわからなかった事が聞けて安心できました。」

その他

意見

43 件

0 件

③ 共済契約者等に対する機関 誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。	構の組織、業務、資産運用及	○ 「中級業務について引き続き懸切丁率な対応を職員等に撤廃するとともに、相談業務の質を向上させるため、相談対応Q&みの追加の事例及び修正を行う回答の標準化を視った。 ・ 特別機能員等に、予定 23 年 1 月 1 節値行の 加入対象名見直し」に係る改正内容について、相談者に対する統一的な規則ができるように、各一→サーへ助用説明を実施した。(中遠東) ・ 相談養の疑問に的確に対応できていることを確認した。(福建東) ・ 相談責の1 年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。(福建井) ② 「年間ホームージ掲載計画」を基にホームページを適勢更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。また、東日本大実質による従及者に対する確実人類を決した。 「主な理がするたど、最新の情報を迅速に提供した。 「主な理が付金が見が高表表・平成 21 事業年度目標を選出に対した。 「主な理事業年度目標」・平成 22 事業年度目標を表せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載・中、近、1 事業年度目標を表せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載・中、連出を暗り規則の一部を成正はクラケンロード機式の追加・変更および手続きの掲載・中、退ま能行規則の一部を成正はクラケンロード機式の追加・変更および手続きの掲載・「事業月報(建設業)」「毎月 ・ 再連大の手報 (建設業) 「毎月 ・ 再連大の手報 (建設業) 「毎月 ・ 再連大の手報 ・ 下返去の手報 ・ 下返去の手報 ・ 下返去の手報 ・ 下返去の季報 ・ 下返去の季報 ・ 下返去の季報 ・ 下返去の季記事業主団体事務取扱要領を新規掲載

評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価	A		評定	
		ホームペー の標準化等を	-ジによる情報提供の迅速化と充実に努めるとともに、 と図った。	可答	(評定理由)	,
	最終年度(19 年度)と比べてホーム 牛数が 10%以上増加しているか。	ス件数が終	用目標最終年度(19年度)と比べて機構ホームページア 付 45.9%増加した。 年度 194,038 件 ⇒ 平成 22 年度 283,124 件 (平成 21 年度 266,369 件)	クセ		
[評価の視点]・ホームページの活取組が実施される	5月による情報提供の充実に向けた ているか。	「年間ホー に分かりやす 災見舞いや、 設置等を直ち 業においては の周知につい	-ムページ掲載計画」を基に適時更新し、最新の情報を けく提供した。また、東日本大震災による被災者に対す 災害救助法適用地域における特例措置及びフリーコー らに周知するなど、最新の情報を迅速に提供した。中退 は、中退法施行規則の一部を改正する省令に係る事務手 いても迅速に対応した。 第2.2.(2)①、④(P.25.26)参照)	る罹 ルの 共事		
	の要望苦情に対して分析対応など を適切に講じているか。	ご利用者の 訪者の相談用 るべく職員等	ウ声ハガキをアンケート記入用紙に変更し、相談コーナ 引件を新たに集計できるようにし、今後の相談業務に反 等に情報提供している。 等2.2. (2) ③ (P.25) 参照)			
	る加入者の照会・要望等への適切な 組が実施されているか。	共済契約者 の相談業務に 上のQ&A等	音等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、こついては、懇切丁寧な対応を行うとともに、ホームペ 等に反映するなど情報提供の充実を図った。 等2.2.(2)③ (P.25)参照)	 個別 ージ		

(評価項目9)

	, "		
中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
(3)積極的な情報の収集及び活 用	(3)積極的な情報の収集及び活 用	(3)積極的な情報の収集及び活 用	(3)積極的な情報の収集及び活用
加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、 実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職 金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	① 中小企業事業主団体・関係 業界団体及び関係労働団体の 有識者から、機構の業務運営 に対する意見・要望等を聴取 する場を設けて、聴取した意 見を踏まえてニーズに即した 業務運営を行う。	① 中小企業事業主団体・関係 業界団体及び関係労働団体の 有識者で構成する「参与会」 を2回以上開催し、機構の業 務運営に対する意見・要望等 を聴取する。聴取した意見等 を踏まえてニーズに即した業 務運営を行う。	① 中退共参与会(11/17)、特退共参与会(11/25)をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の21年度の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、中退共制度における省令改正や雇用・能力開発機構の廃止に伴う勤労者財産形成業務の移管等最近の機構をとりまく状況についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。 なお、中退共、特退共の合同参与会(3/28)を開催する予定であったが、東日本大震災により開催延期とした。
	② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	② 引き続き、毎月の各退職金 共済事業への加入状況、退職 金支払い状況に関する統計資 料を、ホームページに掲載す る。	② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・「事業概況、事業月報」(中退共事業・建退共事業) ・「事業季報」(清退共事業・林退共事業)
		③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業し、これのおける。 おおり はいい はい	(3) 中退共事業においては、中退共制度に加入している企業及び従業員(5,500 所, 有効回答数 2,652 所、回答率 48.2%)を対象に、中退共ホームページに対するニーズや利用状況の把握、事務手続き等に対する要望を調査目的とした「退職金実態調査」を 10 月に実施し、平成 23 年 2 月に調査結果を集計し、報告書を作成した (ホームページには平成 23 年 5 月 18 日掲載) 【調査項目】 ・ホームページについて ・中退共制度について

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

						<u> </u>		
評価の視点等	評価項目10 積極的な情報の収 集及び活用	自己評価	В			評定		
		参与会にお 運営のあり力		- !及び実態調査の結果を踏	まえ今後の業務	(評定理由)		
[数値目標]-								
見・要望等を聴 っているか。	者から、機構の業務運営に対する意 取し、ニーズに即した業務運営を行	・外部の有語 し、各共評価 員会のた、対 員まが 手 が が が が が が は が が が が が が が が が が が	事業の概況、機構 新結果について報告 は退共制度における 対財産形成業務の移 が、参与からの意 52.2.(3)①(P.2	5省令改正や雇用・能力開 多管等最近の機構をとりま 気見を聴取した。 28)参照)	する独法評価委 発機構の廃止に く状況について			
・各退職金共済事 運営に反映させ [*]	業に関する統計・調査の結果を事業	実績:○ ・毎月の各追 計資料を、 ・中退共事業 調査結果を	೬職金共済事業への ホームページに掲)加入状況、退職金支払い 引載した。 ; 22 年度に実施した「退職 行書を作成した。	状況に関する統			

(評価項目10)

中期目標

中期計画

平成22事業年度計画 3 加入促進対策の効果的実施

平成22事業年度業務実績

3 加入促進対策の効果的実施

中小企業退職金共済事業にお ける加入状況、財務内容等及び 各事業に対応する産業・雇用状 況を勘案して、当該制度の新規 加入者数(新たに被共済者とな ったものの数をいう。)の目標を 定め、これを達成するため、中 小企業退職金共済事業への加入 促進対策を効果的に実施するこ

(1)加入目標数

中退共、建退共、清退共、林 退共の各事業の最近における加 入状況、財務内容及び各事業に 対応する産業・雇用状況を勘案 して、中期目標期間中に新たに 各事業に加入する被共済者数の 目標を次のように定める。

3 加入促進対策の効果的実施

- ① 中退共事業においては 1,943,000 人
- ② 建退共事業においては 640,000 人
- ③ 清退共事業においては 750 人
- ④ 林退共事業においては 11,500 人 合計 2,595,250 人

上記の目標を達成するため、

関係官公庁及び関係事業主団体

等との連携の下に、以下の加入

加入促進対策の実施に当たって

は、相互に連携して行うことと

する。

なお、各退職金共済事業への

促進対策を効果的に実施する。

(1)加入目標数

平成 22 年度における新たに 各退職金共済事業に加入する被 共済者数の目標を、次のように 定める。

- ① 中退共事業においては 403,600 人
- 建退共事業においては 127,000 人
- 清退共事業においては 150 人
- 林退共事業においては 2,300 人 合計 533,050 人

(2) 加入促進対策の実施 (2)加入促進対策の実施

中期計画における加入目標を 達成するため、関係官公庁及び 関係事業主団体等との連携の下 に、以下の加入促進対策を費用 対効果を踏まえ実施する。なお、 各退職金共済事業への加入促進 対策の実施に当たっては、相互 に連携して行うこととする。ま た、必要に応じて理事長をはじ めとする役職員等が、関係官公 庁及び関係事業主団体等を訪問 し、退職金共済制度の周知広報 や加入勧奨への協力を依頼す る。

- ① 広報資料等による周知広報 活動
- イ 制度内容・加入手続等を掲 載したパンフレット・ポスタ 一及び制度紹介用動画等の広 報資料を配布するとともに、 ホームページ等を活用した退 職金共済制度の周知広報を実 施する。

① 広報資料等による周知広報 活動

イ 制度内容・加入手続等を掲 載したパンフレット・ポスタ 一等の広報資料を作成し、機 構(各本部、支部、相談コーナ 一等)に備付けて配布するこ とにより、退職金共済制度の 周知広報を実施するととも

3 加入促進対策の効果的実施

(1)加入目標数

平成22年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。

22 年度	機構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
加入目標(人)	533, 050	403, 600	127, 000	150	2, 300
加入実績(人)	566, 357	439, 272	124, 519	156	2, 410
達 成 率(%)	106. 2	108.8	98. 0	104. 0	104.8

(参考) 21 年度	機構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
加入目標(人)	534, 060	400, 600	131,000	160	2, 300
加入実績(人)	552, 463	404, 586	144, 944	155	2, 778
達 成 率(%)	103.4	101. 0	110.6	96. 9	120.8

- ・中退共事業においては、適年の未移行企業に対して各地で制度説明会の開催や相談会の開催、アンケート調査によ る個別企業訪問等を積極的に実施して加入促進に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率 108.8%) 加入者の獲得 となった。
- ・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、この度の東日本大震 災の影響等により加入目標をわずかに下回った。(参考)中期計画目標 20~22 年度に対する達成率 103.3%
- ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレット の配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入 勧奨に重点を置いた活動を実施した結果、目標の達成率は104.0%であった。
- ・林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点と した加入勧奨や、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した結果、目標の達成率は 104.8%であった。

(2)加入促進対策の実施

中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策 を費用対効果を踏まえ実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金 共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。

- ① 広報資料等による周知広報活動
- イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退 共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業8か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布 することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。

			中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
パンフ	レット等の	り配布	3,500 部	59,737 部	560 部	940 部
備	付	先	7か所	49 か所	47 か所	47 か所

に、ホームページにおいて、 制度内容、加入手続等の情報 を提供し、退職金共済制度の 周知広報を実施する。

また、中退共事業及び建退 共事業においては、制度紹介 用動画をホームページ上で配 信する。

ロ 関係官公庁及び関係事業主 団体等に対して、広報資料の 窓口備付け、ポスター等の掲 示及びこれらの機関等が発行 する広報誌等への退職金共済 制度に関する記事の掲載を依 頼する。 ロ 関係官公庁及び関係事業主 団体等に対して、広報資料の 窓口備付け、ポスターの掲示 及びこれらの機関等が発行す る広報誌等へ退職金共済制度 に関する記事の掲載を依頼す

また、中退共事業及び建退 共事業においては、関係官公 庁及び関係事業主団体等に対 して、制度紹介用動画を配布 する。

- (注)・備付先には、本部は含まない。
 - ・各支部、相談コーナーには、4 共済制度のパンフレットを相互に備付けている。

○中退共事業においては、

- ・22 年度版のポスター、ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等に配布して共済制度の周知広報を図った。この 作成に当たっては、制度を認識させるための効果的なポスター等の製作に努めた結果、例年を大幅に上回る送付依 頼があった。(ポスター昨年度比 21%増、パンフレット昨年度比 55%増)
- ・平成22年11月公布の省令改正に伴い「改正概要ちらし」を作成し周知のために配布した(12月~)。
- ・パンフレット類(あらまし、お知らせ、Q&A)については、省令改正の内容を反映したものに修正し、3月に関係機関及び委託団体に発送した。
- ・引き続き制度紹介用動画をホームページ上で配信した。(省令改正に伴い内容を一部修正)(アクセス件数 9,052件)
- ・ホームページに、テレビCM用に作成した動画を配信した。(10月~1年間)(アクセス件数 1,719件)

○建退共事業においては、

- ・建退共事業においては、引き続き制度紹介用動画をホームページ上で配信した。
- ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

【広報資料の窓口備付】

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
依頼した団体等の数	7,010件	2,785件	478 件	331 件
資料配布部数	174,530 部	70, 180 部	3,924 部	1,943 部

【記事掲載依頼】

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
依頼した団体等の数	6,452件	1,797件	6 件	111 件
掲載件数	553	166 件	4件	7件

○中退共事業においては、

・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職 金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

(窓口備付け依頼 7,010件 174,530部)

(記事掲載依頼 646件)

・6月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体(1,749)及び業務委託・復託団体(3,111)に行うとともに、職員及び普及推進員が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。

(訪問による依頼 職員 19 件、普及推進員 927 件) その結果、553 件の記事掲載があった。

関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。(362 枚)

○建退共事業においては、

・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

広報資料の窓口備付け依頼 2,785 箇所(内 窓口備付け 362 箇所)

広報記事の掲載依頼 1,797 箇所(内 記事の掲載 166 箇所)

・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。(192部)

○清退共事業においては、

・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

広報資料配布 478 所 3,924 部

記事掲載依頼 5 所 6 件 (記事掲載 3 所 4 件(酒造情報 9 月 号他))

○林退共事業においては、

・退職金共済制度及び加入促進強化月間に関する記事が掲載。(林野庁メールマガジン 9/20,「森林組合」「林材安全 10 月号」、「OSAKA 林業雇用だより」「ひろしまの林業 10 月号」「長野の林業」「ふくしま林業労働確保支援セー

ハ 新聞等のマスメディアを活 用した広報を実施する。

ハ 10 月の加入促進強化月間

- ニ 工事発注者の協力を得て、 受注事業者による「建退共現 場標識」掲示の徹底を図り、 事業主及び建設労働者への制 度普及を行う。
- ② 個別事業主に対する加入勧 奨等
- イ 機構が委嘱した相談員、普 及推進員等により、各種相談 等に対応するとともに、個別 事業主に対する加入勧奨を行 う。特に中退共事業において は、普及推進員の業務におい て新規加入促進への重点化を 図る。

ロ 中退共事業においては、今 後とも高い成長が見込まれる 分野の業種等に対する加入促 進に重点をおいた対策を行 う。

を中心に、新聞等のマスメデ ィアを活用した広報を実施す

- ニ 建退共事業においては、工 事発注者の協力を得て、受注 事業者による「建退共現場標 識 | 掲示の徹底を図り、事業主 及び建設労働者への制度普及 を行う。
- ② 個別事業主に対する加入勧 奨等
- イ 機構が委嘱した相談員、普 及推進員等により、各種相談 等に対応するとともに、個別 事業主に対する加入勧奨を行 う。特に中退共事業において は、普及推進員の業務におい て新規加入促進への重点化を 図る。

ロ 中退共事業においては、サ ービス業など、重点分野を絞 った加入促進対策を検討し実 施する。

ンターだより」7件)

- ハ 10月の加入促進強化月間に向け、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。
- ○中退共事業においては、
- 10月の加入促進強化月間を中心に、以下のマスメディア等を活用した広報を実施した。
- ・10 月~12 月の加入促進強化月間を含めた 3 か月間、地上波で全国ネットに近い放送番組において 30 秒のテレビC
- ・10 月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体のホームページにバナ 一広告を掲載した。

【掲載先】東京都八王子市 他14自治体(9月~12月の間のいずれか2か月間で掲載)

- ・バナー広告を実施中の助成自治体に対し中退共ホームページへのリンク及び資料配布等の加入促進を依頼。(15件)
- ○建退共事業においては、
- 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。
- i) 本部 業界新聞掲載 4 回 ii) 支部 テレビ放送 37 回 ラジオ放送 iii) 388 回
- ○清退共事業においては、
- 10月の加入促進強化月間を中心に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。
- ・醸界タイムス(酒造名鑑)、日本杜氏組合連合会(日杜連情報)、尼崎地域産業活性化機構HP
- ニ 建退共事業においては、公共工事発注者(1,797 箇所)に対し、受注事業者による「建退共現場標識」の掲示をするよ う要請した。
 - 要請依頼
 - 6月28日 1,797箇所
 - 説明会(本部実施分)
 - 8月30日 茨城県、9月24日 大阪府、10月13日~14日 大分県、10月20日~22日 大分県
- ② 個別事業主に対する加入勧奨等
- イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行っ
- ○中退共事業においては、
 - ・普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を実施 未加入企業訪問数 12,862 件

うち加入数 1,429 件

- ・職員と一体となった加入促進を図るため、普及推進員を全国から招致しての研修及び効果的な加入促進対策のため の意見交換などを実施
- ・統括推進員と地域ごとの普及推進員及び本部との連携を高めるため定例の打ち合わせ会議を実施。 東京11回、名古屋12回、大阪11回
- ・賃金・退職金セミナー等の説明会に普及推進員が講師として出席(20件)
- ○建退共事業においては、相談員により個別事業主に対する加入勧奨等と相談業務に対応した。
- ○清退共事業においては、相談員連絡会(5月)を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。
- ロ 中退共事業においてはダイレクトメールを送付(21年2月末:26,071件、22年1月末:5,000件)した医療福祉分野 の事業所の追跡調査を行った結果、89 所、850 名の加入を確認した。(発送後累計:248 所、1,464 名)

- ハ 機構から中退共事業への加 入促進業務を受託した事業主 団体等による個別事業主に全 する加入促進を行う。特に企 業の雇用管理に密接な関係を 有する社会保険労務士会等の 団体との連携を強化するとと もに、委託先の拡大に努める。 また、既加入事業主に対 文書等により追加加入促進を 定期的に行う。
- ハ 機構から中退共事業への加 入促進業務を受託した事業主 団体等による個別事業主に対 する加入促進を行うほか、 下の取組を行う。また、既加 入事業主に対して、年度を じ一定期間追加申込みのない 事業主に対して追加加入促進 を実施する。
 - i) 社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。
 - ii)関係官公庁及び社会保険 労務士会等の団体が事業主 等向けに開催する各種会 議・セミナー等での制度説 明及び制度紹介用動画の活 用を依頼する。
 - iii) 事業所訪問による無料相 談の対象地域において訪問 活動を実施し、併せて未加 入事業所を対象として機構 主催の制度説明会を開催す る。また、制度説明会参加 事業所については、その後 のフォローアップを行う。
- ニ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。
- ホ 清退共事業及び林退共事業 においては、対象となる期間 雇用者数が減少傾向で推移し ていること等から、既加入事 業主に対し、新規雇用労働者 の事業加入を確実に行うよ う、毎年度、文書等による加 入勧奨を行う。
- 二 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。
- ホ 清退共事業においては、
- i) 既加入事業主に対し、新 規雇用労働者の事業加入を 確実に行うよう、文書等に よる加入勧奨を行う。
- ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。
- へ 林退共事業においては、
 - i) 既加入事業主に対し、新 規雇用労働者の事業加入を 確実に行うよう、文書等に

ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等(3,586 団体)による個別事業主に対する加入促進を実施(加入実績3,306 所、14,588 名)するとともに、委託先及び復託先の拡大を図るため、ホームページ等により業務委託契約に係る公募を行った(新規委託契約5 件、復託契約53 件)。

また、既加入事業主に対し、「中退共だより9号」による追加加入・パート加入勧奨を行うとともに被共済者が退職した事業所のうち、その後1年間に追加加入のない当該事業所に対して「追加加入申込書」を送付し、追加加入勧奨を行った。(51,909件)

- i)6月のサブ月間に業務委託団体(7団体)を訪問し、連携強化などの働きかけを行った。 また、平成22年11月公布の中退共制度における省令改正への適切な対応を依頼するため、業務委託団体の上部 団体等を訪問し改正内容の説明を実施するとともに、傘下の会員等への周知を依頼した(11月)。
- ii) 10 月の加入促進強化月間活動に向けて関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー時に制度紹介用動画の活用をしてもらうため、文書等による依頼を行った(動画CD362 枚配布)。
- iii) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。また、未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を東京都、関東近県、愛知県及び大阪府で開催した。

【無料相談訪問件数】

390件: 関東近県 335件、愛知 15件、大阪 40件

【一般制度説明会・個別相談会】(8回)

制度説明会参加者 308 所 372 人

個別相談会参加者 59 所 説明会欠席者に資料の送付等 46 所

- ・無料訪問相談依頼以外の未加入事業所に対する個別訪問を実施した。 (83 件)
- ・制度説明参加事業所に対してフォローアップを行った。(319件)
- 二 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行った。
 - ・大手元請事業所が開催する下請事業所が集う各種大会等の場を利用した加入勧奨等が可能か否か個別企業を訪問し 調査した。

調查企業 元請事業所 11社

調査した全ての企業が各種大会等の場の活用は可能と回答。

- ・事業主向け加入促進チラシを作成し、関係事業主団体へ送付して配布のお願いをした。(225,000部)
- ・未加入業者ダイレクトメール(15,000 件)のうち、加入した事業所数 485 事業所 964 人
- ホ 清退共事業においては、
 - i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。

具体的には、従来酒造期の終わる2月のみ新たに雇用した労働者の加入勧奨の文書を送付していたものを、年2回送付するとともに、過去2・3月に加入実績のあった事業主に対し電話により加入勧奨を行った。

- ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。(2 社)
- iii)「全国酒類製造名鑑 2010」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨・現況調査を行った。(286 事業所)
- へ 林退共事業においては、
- i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨。(7/20)

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主 団体等が開催する各種会議、 研修会等において、制度内容 や加入手続等の説明を行うな ど、制度の普及及び加入勧奨 を行う。 よる加入勧奨を行う。

- ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。
- ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

〈中退共事業〉

- i) 厚生労働省及び都道府県 労働局が開催する各種会議 等で、制度内容や加入手続 等の説明を行うなど、制度 の普及及び加入勧奨を行 う。
- ii) 都道府県及び市区町村が 開催する各種会議等で、制 度内容や加入手続等の説明 を行うなど、制度の普及及 び加入勧奨を行う。
- iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。
- iv) 中小企業庁及び独立行政 法人中小企業基盤整備機構 等が開催する、ベンチャー 企業・新規創業企業等を対 象としたイベント等へ参加 する、または資料の備付け を依頼する等、制度の周知 広報を行う。

〈建退共事業〉

i) 地方公共団体が開催する 建設業に係る公共事業の発 注担当者会議において、制 度内容や加入手続等の説明 を行うなど、制度の普及及 び加入勧奨の要請を行う。

- ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。(691 件)(10/29) また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。加入事業所 516 件、未加入事業所 175 件・認定事業体に対し加入勧奨を行った。(1,116 件)(3/31)加入事業所 668 件、未加入事業所 448 件
- ③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

〈中退共事業〉

- i) 都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(47労働局)。
 - ・昨年度に引き続き、厚生労働省から都道府県労働局長あて賃金・退職金セミナーでの協力依頼(4/1)が発出された ことを踏まえ、理事長名により同局長宛に説明時間の確保や資料配布等の協力を依頼した(4/28)。
- ・都道府県労働局が開催する適年移行等をテーマとする賃金・退職金セミナー等で職員又は普及推進員が制度の周知 広報を行った(制度説明 39 か所、資料配布 4 か所)。
- ii) 都道府県及び市町村が開催する会議等で、制度の周知広報を実施した。 (57回:東京都33回、栃木県1回、神奈川県1回、石川県13回、愛知県3回、奈良県2回、和歌山県1回、岡山県3回)。
- iii) 全国社会保険労務士会連合会あてに社会保険労務士会が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼(4/1)し、それを受け、全国社会保険労務士会連合会から都道府県社会保険労務士会に制度の普及促進の通達が発出された。(4/14)
- ・雇用・能力開発機構が主催する雇用管理者向けの研修会において制度説明を行った。(5回)
- ・その他委託事業主団体等が主催する説明会等に職員又は普及推進員が講師として出席した。(石川県労働保険事務 組合連合会 他25回)
- ・事業主団体の経営指導員に対する説明会に参加した。(岐阜県商工会連合会 他4回)
- ・青色申告会が主催する相談会に相談員として出席した。(1回)
- ・その他の団体等が主催する会議に講師として出席した。 (8回
- iv) 東京都と連携し「産業交流展 2010」へブース出展して、制度の周知広報を行った。 (東京 11/10~12)

来場者数合計 53,585 人、出展企業 424 社

事前に加入勧奨文書送付 未加入:332社、既加入:77社

・中小企業庁及び中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象とした「中小企業総合展」に本年度は一般出展企業多数の為、支援ブースが縮減され出展できないこととなったが、資料設置を依頼するなどして制度の周知広報を行った。また、中小企業基盤整備機構から参加企業のデータの提供を受け、事前に文書送付による加入勧奨を実施した。

(大阪 5/26~28)

出展企業 446 社

事前に加入勧奨文書送付 未加入:323社、既加入:123社

(東京 11/10~12)

出展企業 619 社

事前に加入勧奨文書送付 未加入:478 社、既加入:141 社

(建退出重業)

i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入促進のための協力要請を行った。(15 か所)

独立行政法人	勤

- ii) 厚生労働省及び都道府県 労働局が開催する各種会議 等で制度の周知広報を要請 する。
- iii) 都道府県及び市区町村が 開催する各種会議等で制度 の周知広報を要請する。
- iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。

〈清退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労 働局等が開催する各種会議 等で制度の周知広報を要請 する。
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。

〈林退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労 働局等が開催する各種会議 等で制度の周知広報を要請 する。
- ii)関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。
- ④ 集中的な加入促進対策の実施
- 厚生労働省の協力を得て、 毎年度、加入促進強化月間を 設定し、月間中、全国的な周知 広報活動等を集中的に展開す る。
- ④ 集中的な加入促進対策の実施
- イ 厚生労働省、国土交通省及 び林野庁の協力を得て、10月 を加入促進強化月間とし、月 間中、次のような活動を行う。 i)ポスター、パンフレット 等の広報資料の作成、配布

- ii) 退職金共済制度の普及推 進等に貢献のあった者に対 する理事長表彰の実施
- iii) 全国的な周知広報活動等 の集中的展開

- ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。(11 か所)
- iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。(233 か所)
- iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。(129 か所)
- ・大手元請事業者が開催した下請事業者に対する説明会説明会 5 社 参加企業数 1,025 社 参加人数 1,420 人

〈清退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。(4/14)
- ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。
- ・参加による勧奨 11 所(埼玉県酒造組合、長野県酒造組合他)
- ・資料配布による勧奨 9所 3.177部(山口県酒造組合等)

〈林退共事業〉

- i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した。(4/14)
- ii) 林業雇用改善アドバイザー全国研修会に出席し、制度の周知広報を行った。(6/24) また、ブロック林材安全会議に出席し、制度の周知広報を行った。(9/15 関東・甲信越、10/5 近畿、10/7 中部・ 北陸、10/19 東北、10/25 北海道、11/11 中国・四国)
- ・全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った。(10/28 鳥取)
- ④ 集中的な加入促進対策の実施
- イ 10月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。
 - i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
ポスター	21,706 部	11,998 部	67 部	
パンフレット等	882,970 部	75, 407 部	1,476 部	1,943 部

- ・中退共事業においては、制度を認識させるための効果的なポスター等の製作に努めた結果、例年を大幅に上回る 送付依頼があった(ポスター昨年度比21%増、パンフレット昨年度比55%増)。
- ・建退共事業においては、費用対効果を勘案し、ポスターサイズの見直し(B2→B3)と職員によるポスターデザインの原案作成を行った。
- ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施
 - ·88 所 (建退共事業)
- iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
実施要綱の配布	29, 273 枚	11,012枚	1,476枚	1,943 枚

iv) 中退共事業においては、 10 月実施の加入促進強化 月間をより効果的なものと するため、6 月をサブ月間 と位置づけ、理事長をはし め役員によるトップセール ス及び関係機関に対する広 報誌等への記事掲載依頼を 行う。

- ロ 各退職金共済事業の具体的 な活動としては、次のとおり。 〈中退共事業〉
- i)マスメディア等による広報、未加入事業所に対する個別訪問による加入促進の実施
- ii)未加入事業所を対象とした制度説明会の開催

〈建退共事業〉

- i) 厚生労働省及び国土交通 省の協力を得て、「建設業退 職金共済制度加入促進等連 絡会議」の開催
- ii) 未加入事業所を把握し、 個別的かつ効果的な加入勧 奨の実施
- iii) 個別企業を訪問し、下請 事業主の加入指導及び事務 受託の推進の依頼。併せて、 専門工事業団体の協力を得 て、未加入事業所に対する 加入勧奨の実施
- iv) 工事現場等で建退共事業 への認識を高めるための労 働者用リーフレットの備 付・配布

- ・厚生労働省あて後援名義使用許可願(6/30)
- ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。(9/1)
- ・機構ビル正面玄関に月間周知用の立て看板を設置した。
- ・理事長等によるトップセールスを実施した。 (10 か所)
- ・月間協力依頼のため、職員又は普及推進員が首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の関係機関を訪問。(49件)
- iv) 中退共事業においては、10 月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6 月のサブ月間に以下の活動を行った。
 - ・事業主団体等に対し理事長等によるトップセールスをした(8か所)
 - ・広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体(1,749件)及び業務委託・復託団体(3,111件)に行うとともに、 職員及び普及推進員が事業主団体を直接訪問し掲載依頼を行った。

(訪問による依頼 職員:19件、普及推進員:927件)

(記事掲載 553 件)

ロ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。

〈中退共事業〉

i)10月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、10月の加入促進強化月間を含めた2か月間(10月・11月)、地上波で全国ネットに近い放送番組において30秒のテレビCM放送を実施するとともに、掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載した。

【バナー広告掲載先】

東京都八王子市 他14自治体(9月~12月の間のいずれかで掲載)

・ホームページに企業訪問による無料相談を掲載し、対象地域において訪問活動を実施した。

【無料相談訪問件数】

28 件: 近県 24 件、愛知 1 件、大阪 3 件

ii)未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を首都圏、愛知県及び大阪府で開催した。

【一般制度説明会・個別相談会】(3回) 制度説明会参加者 116所 135人

個別相談会参加者 11 所

説明会欠席者に資料の送付等 8所

〈建退共事業〉

- i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 (開催日 10 月 1 日、参加団体 33 団体)
- ii) 未加入事業所を把握し、ダイレクトメールの送付による加入勧奨の実施
 - ・未加入業者ダイレクトメール(15,000 件)のうち、加入した事業所数 485 事業所 964 人 (再掲)
- iii)専門工事業団体の協力を得て、会員の専門工事業者に対する建退共制度の認知度等のアンケートを実施した。 11月5日 全国クレーン建設業協会 969社
- iv) 労働者用リーフレットの備付・配布
 - ・ポスターの提示依頼

関係行政機関、建設業団体等(12,250部)

・パンフレット等の配布・備付依頼

関係行政機関、建設業団体等(43,946部)

v) 新聞等のマスメディアを v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施(再掲) 活用した広報の実施 本部 業界新聞掲載 4回 支部 テレビ放送 37回 ラジオ放送 388 回 〈清退共事業〉 i) 酒造組合及び杜氏組合等 i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及 の協力を得ることにより、 び杜氏組合等へ協力を要請した。 杜氏、蔵人等の清酒製造業 労働者のうち期間雇用者全 員の加入促進と共済証紙の 貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報 ii)日本酒造組合中央会等関 係団体のホームページまた 掲載の依頼をした。 はその発行する広報誌等 ・8/17 日本酒造組合中央会のホームページ、その発行する広報誌 に、加入促進と履行確保に ・9/1、2/1 NHK (54 支局) への放送依頼 関する情報掲載の依頼 ・9/17 業界新聞等に情報掲載依頼2件 〈林退共事業〉 〈林退共事業〉 林業関係団体との連携強化 ・全国森林組合連合会の全国指導部長会議において、加入促進と履行確保について協力要請。 を図り、林退共事業の周知徹 ・認定事業体のうち、制度未加入の事業体のリストを林野庁に提供し、林野庁が都道府県担当者会議で加入指導を要請。 底により、加入促進と履行の 確保の実施。特に、各団体の 未加入事業主リストを提示 し、団体として加入促進に取 り組むよう要請。 ⑤ 適格退職年金からの移行促 ⑤ 適格退職年金からの移行促 ⑤ 適格退職年金からの移行促進 厚生労働省の協力を得て、 厚生労働省の協力を得て、 厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するため、周知広報を組織的に展開すると 適格退職年金から中退共事業 適格退職年金から中退共事業 ともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を実施した。 への移行を促進するための周 への移行を促進するため、周 知広報を組織的に展開すると 知広報を組織的に展開すると ともに、適格退職年金を受託 ともに、適格退職年金を受託 する機関との連携を更に強化 する機関との連携を更に強化 する。 するため、以下の取組を行う。 i)受託機関等と連携しつつ i) 受託機関等と連携しつつ事業所訪問等を実施した。 事業所訪問等を実施 · 個別訪問等 901 事業所 ii)機構が主催する説明会申 ii)機構が主催する説明会申込事業所等に対するフォローアップ及び個別相談会を実施するとともに、必要に応じて移 込事業所等に対するフォロ 行説明会を実施した。 ーアップ及び個別相談会を ・平成21年度中(九州・沖縄は平成19年度から)及び平成22年度中に適年移行に係る資料請求をした事業所情報(591 実施するとともに、必要に 事業所)を基に、未移行事業所に対し、アンケートを兼ねた無料相談申込書を同封して行ったフォローアップによ 応じて移行説明会を実施 り、訪問依頼があった事業所を訪問(45事業所)。 ・機構主催個別相談会を8回実施した。 名古屋市 2回(延べ10日間) 42事業所 大阪市 4回(延べ20日間) 84事業所 福 岡 市 2回(延べ8日間) 26事業所 機構主催移行説明会を8回実施した。 320事業所 451名 機構ビル 2回 94事業所 144名

名古屋市 2回 83事業所 105名 大阪市 2回 82事業所 122名 福岡市 2回 61事業所 80名 ・関係機関等主催説明会へ講師派遣した。 (延べ38日間) 152 事業所

		岡山労働局(8/25)、関西経済連合会(8/31)、アリコジャパン(9/10)、山形県社会保険労務士会(9/21) 岡山県社会保険労務士会(2/4)
	iii) ホームページやプレスリ リース等を活用した情報提 供	 iii) 適年制度実施事業所への移行促進及び新聞等の記事化を目的にホームページやプレスリリース等を活用した情報提供を行った。 ・平成21年度の適年制度から中退共制度への移行状況をまとめた資料を発表(6/30) するとともに、ホームページに掲載(6/30) ・年金等の情報誌から適年移行に係る取材「月刊・社会保険労務士」社会保険研究所(添付資料⑥ 適格退職年金制度から中退共制度への移行について)
⑥ 他制度と連携した加入促進 対策の実施	⑥ 他制度と連携した加入促進 対策の実施	⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施
イ 独自に掛金の助成・補助制 度を実施する地方公共団体等 の拡大・充実を働きかける。	イ 独自に掛金の助成・補助制 度を実施する地方公共団体等 の拡大・充実を働きかける。	イ 中退共事業においては、 ○独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。 ・出張の際に地方公共団体を訪問して、助成・補助制度の拡大・充実の働きかけを実施(2回) (岐阜市、高山市) ・ 新たに掛金補助制度を実施した地方自治体(3自治体) (岩手県岩泉町、群馬県大泉町、宮崎県綾町)
		○10 月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体のホームページにバナー 広告を掲載(9月~12月の間のいずれか2か月間で掲載、15件)した。また、バナー広告を実施中の助成自治体に対 し中退共ホームページへのリンク及び資料配布等の加入促進を依頼した。(15件)
ロ 建設業等に係る公共事業発 注機関に対し、受注事業者か らの掛金収納書及び建退共加 入履行証明書徴収の要請を行 う。	ロ 建設業等に係る公共事業発 注機関に対し、受注事業者か らの掛金収納書及び建退共加 入履行証明書徴収の要請を行 う。	ロ 建設業等に係る公共工事発注機関(1,797 箇所)に対し、受注事業者からの掛金収納書徴収及建退共加入履行証明書徴収の要請を行った。
ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行	ハ いわゆる「緑の雇用」事業 と連携した加入促進対策は以 下のような活動を行う。 i)平成20年度から実施して	ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のような活動を行った。 i) 平成 20 年度から実施している 3 年目研修(森林施業効率化研修)に合わせて、林退共事業への加入について関係機
う。	効率化研修)に合わせて、 林退共事業への加入につい て関係機関から事業主に対 して強力に指導するよう要	関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行った。
	ii) 実施状況を踏まえ、実施 事業体の林退共事業加入状	ii)実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行った。 具体的には、全国森林組合連合会の全国指導部長会議に出席し、加入促進の協力依頼を行った。
	入指導の要請を行う。 iii)実施事業体に対し、研修 生及び研修修了者の林退共 事業への加入勧奨を行う。	 説i)実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行った。(578 件)(3/31) 未加入事業所 147 所 加入事業所 431 所 計 578 所 (添付資料⑦ 緑の雇用担い手育成対策事業)
	iv) 関係機関との連絡会議を 開催するなど、連携強化を 図る。	iv)全国森林組合連合会の全国指導部長会議に出席し、加入促進の協力依頼を行った。
	対策の実施 ・独自に掛金の助成・補助制等の地方公共団体を実施・・充実を働きかける。 ・建設業等に係る公主が要に係る公主が要に係る公主が要がある。 ・本を関になりのでするが、本の等指でである。 ・本のののでは、本ののでは、本ののでは、本ののでは、本のののでは、ないに、ないに、ないに、ないに、ないのでは、ないいのでは、ない	() 他制度と連携した加入促進対策の実施 () 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。 (2) 建設業等に係る公共事業者からの掛金収納書及び建退共加入限行証明書徴収の要請を行う。 (2) いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 () いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。 () いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策に以下のような活動を行う。 () いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策に対している。3年目研修(森村を設大の加入について関係強力に指導から事するよう要請を行う。 (i) 実施状況を踏ま楽加入状況を踏ま楽加入、加入指導の要請を行う。 (ii) 実施状況を踏ま楽加入、加入指導の要請を行う。 (iii) 実施研修修了者を修了者を解析と、事業への加入勧奨を行う。 (iv) 関係機関との連絡会議を開催するなど、連携強化を

,		
自己評価 A	評定	
中小企業の厳しい経営環境状況の中、加入促進に努めた結果 標を超えることができた。	、加入目	
説明会の開催や相談会の開催、個別企業訪問等を積極的に実 どして効果的な加入促進対策に努めた結果、目標を大幅に上 成率は108.8%) 加入者の獲得となった。 ・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加 取組を実施してきたが、この度の東日本大震災の影響等によ 標をわずかに下回った。(被共済者加入実績 124,519人 目 98%) ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界 開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員 において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に 規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した結果 達成率は104.0%であった。 ・林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業 緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、	施するな 回る(達 入促進の り加入目 漂達成率 団体等が 連絡会議 対する新 、目標の 体並びに また、既	
昨年度を大幅に上回る回数の開催。また、事業所へのアンケによる個別企業訪問等も昨年度を約100件上回る件数実施。 ・職員と一体となった加入促進を図るために全国の普及推進員ての研修及び効果的な加入促進対策のための意見交換などを・制度を認識させるための効果的なポスターや制度改正内容のめのパンフレット等の製作に努めた結果、例年を20%~55%上回る送付依頼があった。これらの対策により、中小企業の雇用状況が未だ改善されないても目標を上回る加入者の獲得となった。建退共事業においては、・ポスターの作成にあたり、サイズの見直しをするとともに、ザインの原案を作成するなど経費削減に努めつつ、効果的な対策を実施した。・大手元請事業所が開催する下請事業所が集う各種大会等の場た加入勧奨等が可能か否か個別企業を訪問し調査した結果、	ート調査 を招致し 実施。 周知のた と大幅に ハ中にお 職員がデ 加入促進 を利用し 全ての企	
	中小企業の厳しい経営環境状況の中、加入促進に努めた結果、標を超えることができた。 加入目標の達成に向け積極的な取組を行った結果、機構全体と被共済者加入実績は、566、357人(対年度目標達成率106.2%)で、業務実績第2.3。(1)(P.30)参照) 実績:○ ・中退共事業においては、適年制度からの移行促進のため、各計説明会の開催や相談会の開催、個別企業訪問等を積極的に実して効果的な加入促進対策に努めた結果、目標を大幅に上に成率は108.8%)加入者の獲得となった。・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加速を対かに下回った。(被共済者加入実績 124,519人目標をわずかに下回った。(被共済者加入実績 124,519人目標とわずかに下回った。(被共済者加入実績 124,519人目網値する会議などへの参加及びパンとしい、既加入事業において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業においては、加入促進強化月間の実施、関係報料開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、業業員において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業線の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を構動的に実力を訴訟事業に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実力とにより加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実力とより加入事業主に対する新規雇用労働者の加入制致を積極的に実力により加入事業主に対する新規雇用労働者の加入制致を積極的に実力により加入事業主に対するが規度のため、各地で制度説明会・相談会の呼及を大幅に上回る回入の他のが、を達成した。(業務実績第2.3。(1)(P.30)参照) 実績:○ 中退共事業においては、・適等制度が多ったの創別企業をを対したの対策により、中小企業の雇用状況が未だ改善されないでも目標を上回る加入促進な対策を方を観光であたり、サイズの見直しをするとともに、プボスターの作成にあたり、サイズの見直しをするとともに、プボスターの作成にあたり、サイズの見直とをするとともに、プボスターの作成にあたり、サイズの見直とをするとともに、プザインの原案を作成するなど経費削減に努めつつ、効果的な対策を実施した。	中小企業の無しい音音観味性点の中、加入促進に努めた結果、加入目標を含えることができた。 加入目標の音波に向け積極的な報道を行った結果、接続条体としての、接去終者能入水面は、365.3人(対中集日標達改革106.2%)であった。 (素務実施者な人が成は、366.357人(対中集日標達改革106.2%)であった。 (素務実施者な人が成は、366.357人(対中集日標達改革106.2%)であった。 (素務実施者な人が成は、366.357人(対中集日標達改革106.2%)であった。 (素務実施者などのは、256.357)の一般に対応して対象が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加入を設定が対加を対加、対応を対加、対応を対加、対応を対加、対応を対加、対応を対加を対加を対加、対加・対応を対加、対応を対加を対加・対応を対加を対加・対応を対加・対応を対加・対応を対加・対応を対加・対応が対加・対応を対加・対応が

清退共事業においては、 ・加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動を行った。 ・既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した。 林退共事業においては、 ・国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規 原用労働者の加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規	
優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規 雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施することにより加入実績、2,410 人(達成率104.8%)を達成した。 (業務実績第2.3.(1)(P.30~38)参照)	
(未伤夫賴\$2.3. (1) (P.30~38) 参照)	

(評価項目11)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4 号の財務内容に関する事項は、 次のとおりとする。	第3 財務内容の改善に関する事 項	第3 財務内容の改善に関する事 項	第3 財務内容の改善に関する事項
1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退 共事業及び林退共事業において は、機構が平成17年10月に 策定した「累積欠損金解消計画」 を必要に応じて見直しつつ、同 計画に沿った着実な累積欠損金 の解消を図ること。	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退 共事業及び林退共事業において は、以下の観点から、機構が平 成17年10月に策定した「累 積欠損金解消計画」を必要に応 じて見直しつつ、同計画に沿っ た着実な累積欠損金の解消を図 る。	共事業及び林退共事業において	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成 17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 中退共事業においては、平成 22 年 3 月に開催された労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で示された累積欠損金の解消の考え方の前提において、「中長期的な観点で確実な運用を実施することが肝要であり、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当ではない。」とされたことを踏まえ、現行の累積欠損金解消計画を継続することとした。 (単位:百万円) 「単位:百万円) 「単位:百万円) 中退共事業 15,115 156,381 349,280 195,647 205,709 4 1,396 1,357 1,495 1,401 1,409 (添付資料⑧ 累積欠損金解消計画)
	① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善② 事務の効率化等による経費節減	 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 事務の効率化等による経費節減 	① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するととも に、加入促進対策の実施により掛金収入の確保に努め、着実な累積欠損金の解消に努めた。
評価の視点等 評価項目12	累積欠損金の処理 自己評価	В	評定
[数値目標] ・累損解消計画の年度ごとの解消目 林退 92 百万円を達成しているか。 「評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入 の改善が図られているか。 ・事務の効率化による経費節減が着 るか。	実施した。 安額中退 180 億円 宇竇産運用の実施した。 2,058 億円	□ 基本方針に基づき、安全かつ効率を □ 基本方針に基づき、安全かつ効率を □ 基本方針に基づき、安全かつ効率を □ 、果積欠損金は、中退共事業においては 1 増加し、林退共事業においては 1 増加した。 □ 3.1 (P.41) 参照) □ ついては、最適な資産配分である基 世界に努め収益の改善を図った。 □ 金保に努め収益の改善を図った。 □ 金保に努め収益の改善を図った。 □ 金とし、着実な累積欠損金の解消に努 □ 3.1 (P.41) 参照) □ においては、業務経理への繰入額を □ はおいては、業務経理への繰入額を □ はおいては、業務経理への繰入額を □ はおいては、業務経理への繰入額を □ 3.1 (P.41) 参照)	:基本として資産運用を いては 1,957 億円から ,401 百万円から 1,409 (基本ポートフォリオに基 (促進対策の実施により (こついて安全かつ効率的 (おめた。)

中期目標 平成22事業年度業務実績 中期計画 平成22事業年度計画 2 健全な資産運用等 2 健全な資産運用等 2 健全な資産運用等 2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全 ① 各退職金共済事業の資産運 ① 各退職金共済事業の資産運 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」 性を確保するため、第三者によ 用については、資産運用の目 用については、資産運用の目 に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 る外部評価を徹底し、評価結果 標、基本ポートフォリオ等を 標、基本ポートフォリオ等を (添付資料⑨ 平成22事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況) 定めた「資産運用の基本方針」 定めた「資産運用の基本方針」 (添付資料⑩ 平成22事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書) を事後の資産運用に反映させる に基づき、安全かつ効率を基 こと。 に基づき、安全かつ効率を基 (単位:百万円) また、経済情勢の変動に迅速 本として実施する。 本として実施するとともに、 に対応できるよう、資産運用の 基本ポートフォリオの検証を 清退共 建退共 中退共 林退共 特別 結果その他の財務状況につい 行い、必要に応じその見直し 特別 給付経理 給付経理 給付経理 給付経理 て、常時最新の情報を把握する を行う。 給付経理 給付経理 資産残高 3, 605, 511 828, 504 32,903 5, 111 342 13,615 運用等収入 35, 068 8, 119 286 44 136 4 運用等費用 24, 490 1,774 80 12 決算利回り 0.30% 0.76% 0.62% 0.62% 1. 09% 1.02% 当期純利益 $\triangle 10,063$ $\triangle 8,744$ 1,022 22 $\triangle 9$ $\triangle 514$ 注) 運用利回りは、費用控除後の数値である。 ○中退共事業においては、 ・平成22年度の資産運用は、委託運用については為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る 不確実性の高まり等によって、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなった。一方、自家運用では安定的にプ ラス収益を確保したことが寄与し、収益を確保した。 ・数値目標の評価を受けるための委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスについては、4資産(国内債券・ 国内株式・外国債券・外国株式)ともベンチマークを上回った。 前回の基本ポートフォリオ策定時より約5年が経過したことから、最適な基本ポートフォリオへの見直しを検討し、 平成23年4月1日付で改定することとした。 ・改定基本ポートフォリオは、現行の基本ポートフォリオと同じ2.6%の期待収益率で、リスクが3.02%(現行は2.93%) の効率的フロンティア上のポートフォリオとした。 ○現行基本ポートフォリオ (期待収益率 2.6%、標準偏差 2.93%) 国内债券 国内株式 外国债券 外国株式 資産配分 79.0% 10.0% 5.0% 6.0% 乖離許容幅 $\pm 7\%$ $\pm 4\%$ $\pm 2\%$ $\pm 2\%$ ○改定基本ポートフォリオ (期待収益率 2.6%、標準偏差 3.02%) 国内债券 国内株式 外国債券 外国株式 資産配分 76.9% 7.7% 7.7% 7.7% 乖離許容幅 $\pm 5\%$ $\pm 3\%$ $\pm 2\%$ $\pm 3\%$ ・基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の改正にあたっては、12月24日開催のALM研究会において了承、1月

25 日開催の資産運用委員会において承認され、1月31日開催の理事会において決定された。

② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映さる。

② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討する当時ので構成する「資産運用無異で構成する「資産運用要開展とし、最新の情報に基づきに、最新の資産運用と関係を分析するとともに、に応じその見直しを行う。

- ○建退共事業・清退共事業・林退共事業においては、
- ・各退職金共済事業の資産運用について、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に 基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証作業を実施し、その検証結果については、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会(12/24)に諮り、助言を得た。その助言に基づき、現行基本ポートフォリオを継続することとした。また、「資産運用の基本方針」については、助言に基づき各事業の資産運用委員会での審議を経て、12月27日の理事会において決議し、変更を行った。
- ② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用委員会を四半期に 1 回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。

	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業
開催	13 回	5 回	4 回	4 回
回数	(毎月)	(四半期)	(四半期)	(四半期)

(注)開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期

- ○中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。
- 運用計画、運用資産残高及び評価損益状況
- ・委託運用に係る平成21年度総合評価及びシェア変更について
- ・有価証券信託に係る一部貸付先との取引再開について
- ・平成21年度金銭信託及び有価証券信託の運用結果
- ・新団体生存保険第2特約及び金銭信託の増額について
- ・ 主要資産の相場見通し
- ・生命保険会社の21年度決算及び22年度上半期決算について
- ・委託運用における運用状況(金銭信託・有価証券信託)
- ・有価証券信託に係る委託金額の増額及び減額等について
- ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について
- ・ 資産運用の基本方針改正について
- ・資産間リバランス及びシェア変更について
- ・外国株式1ファンドの解約及び外国債券1ファンドの減額について
- ・平成22年度委託ファンド総合評価及びシェア変更について
- ・新企業年金保険(一般勘定)に係る生命保険会社の評価・シェア変更基準の改正について
- ・指定証券会社の評価及び変更について
- コンサルティング業務に関するスケジュールについて

また、11月12日に臨時資産運用委員会を開催し、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅の見直し案を報告した。

○建退共事業においては、

資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回開催し、最新の情報を把握するとともに運用計画等の審議を行った。また、基本ポートフォリオの検証結果に伴う「資産運用の基本方針」の変更について審議した。

(5 回開催) 4月23日、7月1日、9月30日、12月27日、3月29日

- ・次期四半期の運用計画について
- ・前四半期および直近の運用状況について
- ・平成22年度における基本ポートフォリオの検証結果について
- ・株主議決権行使状況の概要について
- ・金銭信託受託運用機関の評価及び資産移管について
- ○清退共事業においては、

資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。 (4回開催)6月30日、9月30日、12月27日、3月29日

③ 各退職金共済事業の資産運用結果その地の財務状況について、常時最新の担握をし、経済・金共済・金共済・金共済・選用利助が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。	③ 外音運用では、このの用語の専門を選出を表示では、このの用語のの事にに、このの用語をでは、このの用語をでは、このの用語をでは、このの用語をでは、このの用語をでは、このの用語をでは、このの用語のでは、このの用語のでは、このの用語のでは、このの用語のでは、このの用語のでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、こののののでは、このののののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、このののでは、こののでは、このでは、こ	 ・次期四半期の運用計画、前四半期の運用実績 ・生命保険資本による運用の状況 ・外国株式電用のモデル改良効果について ・基本ポートフォリナの設計機能でいて ・金銭信託の蔵法権行政状況について ・金銭信託の蔵法権行政状況について ・金銭信託の蔵法権行政状況について ・金銭信託の蔵法権行政状況について ・金銭信託の蔵法権行政状況について ・公銭信託の意法権行政状況について ・公様信託の意法権行政状況について ・公様信託の意法を持て、金利信動に対応しているか常に検討するため、後員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用を負金」を回半期に1回開催し、最初の情報に基づき資産運用結果等を分析した。その主な審護・報告内容は次のとおうである。 (4回開催) 7月2日,9月29日、12月27日、3月30日 ・大・恵中は物の運用計画、前四半期の運用実績 ・生命保険資産による運用の状況 ・生命保険資産による運用の状況 ・基本ポートフォリナの検証指表について ・金銭信託の鑑法権行使状況について ・金銭信託の鑑法権行使状況について ・金銭信託の鑑法権行使状況について ・金銭信託の鑑法権行使状況について ・金銭信託の鑑法権行使状況について ・第1回 6/21 平成21事業年度に係る資産運用結果について報告を行い、「資産運用の金銭」におった資産運用部果について報告を行い、「資産運用の金銭」におりた資産運用部果について報告を表しての3の金分評価を発す。 第2回 6/30 金分評価書(業)の審議 を表員の了水後、72付けで部分評価を決定 第3回 9/29 平成21年度の資産運用結果といて、第6第第一条決定 第3回 9/29 平成21年度の資産運用結果といては、運用の基本分割に沿って適正に行われた旨の罪値を受けている。「土む保護点法主義の選用・公長が関ートの金銭、第3日資産運用計画を負金(9/29)の審議を踏またことが期待さたことが期待さたことが取得される。 ・全様で基金においては、減少しているものの、異様欠出金解消計画に基づき、今後ともその早期解消に向けて、安全かつ動を基本として、制度がしているのの、異様欠出金解消計画に基づき、今後ともその早期解消に向けて、安全がの動を基本として制度の過去を上して制度のでは受けている。「土む保護者として制度の過去を上の時で、アクエータンのの表に基めることが期待される。(中選来、報告等)を対すので選用、消費の機合、評価相益状況・運用結果報告等)及び月別ペンチマーク収益率等を毎月度年、労働省に提供した。 ④ 各退職金共済事業の保証、理用資産機局・評価相益状況・運用結果報告等)及び月別ペンチマーク収益率等を毎月度年、労働省に提供した。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート 評価の視点等 評価項目13 健全な資産運用等 自己評価 В 評定 資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、 (評定理由) 基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全か つ効率を基本として実施した。結果として委託運用(金銭信託)では、国 内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったが、自家運用では安定的 にプラス収益を確保したことが寄与し、収益を確保した。また、運用の パフォーマンスについては、ベンチマークとほぼ同等のパフォーマンス が達成された。 「数値目標 ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと 中退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォー 同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 マンスは、4 資産(国内債券・国内株式・外国債券・外国株式)ともべ ンチマークを上回った。 時間加重 中退共 ベンチマーク 超過収益率 収益率 国内債券 1.98% 1.81% 0.18% 国内株式 $\triangle 8.97\%$ △9.23% 0.27% 外国債券 △6. 70% $\triangle 7.54\%$ 0.84% 外国株式 0.01% 2.42% 2.41% 合計 △1.77% △1.76% $\triangle 0.00\%$ 建退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ご とのパフォーマンスは、3 資産(国内債券・国内株式・外国債券)がベ ンチマークを上回り、1 資産(外国株式)がベンチマークを下回ったが、 全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.23%) となった。

建退共 (給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.01%	1.81%	0.21%
国内株式	△7. 27%	△9. 23%	1.96%
外国債券	△7. 06%	△7. 54%	0.48%
外国株式	1.41%	2.41%	△1.00%
短期資産	0. 19%	0.07%	0.13%
合計	△0.42%	△0.65%	0. 23%

建退共事業 (特別給付経理) においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産(国内債券・国内株式・外国債券)がベンチマークを上回り、1 資産(外国株式)がベンチマークを下回ったが全体では、ベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.27%)となった。

建退共 (特別給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.96%	1.81%	0.15%
国内株式	△6. 90%	△9. 23%	2.33%
外国債券	△7. 38%	△7. 54%	0.16%
外国株式	1.02%	2.41%	△1.39%
短期資産	△0.68%	0.07%	△0.74%
合計	△0.40%	△0.66%	0.27%

清退共事業(給付経理)においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産(国内株式・外国債券・外国株式)がベンチマークを上回り、1 資産(国内債券)がベンチマークを下回ったが、全体ではほぼベンチマーク並みの結果(対複合ベンチマーク比 \triangle 0.04%)となった。

清退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.75%	1.81%	△0.06%
国内株式	△6. 70%	△9. 23%	2.53%
外国債券	△7. 34%	△7. 54%	0.20%
外国株式	2. 93%	2.41%	0.52%
合計	△0.47%	△0. 43%	△0.04%

林退共事業においては、委託運用(金銭信託)の資産ごとのパフォーマンスは、2 資産(国内債券・国内株式)がベンチマークを上回り、1 資産(外国債券)がベンチマークを下回ったが、全体ではベンチマークを上回る結果(対複合ベンチマーク比+0.33%)となった。

林退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.86%	1.81%	0.05%
国内株式	△6.01%	△9. 23%	3. 22%
外国債券	△7.71%	△7. 54%	△0.17%
合計	0.63%	0.3%	0.33%

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート		
[評価の視点] ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)	実績:○ i 委託運用については為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、一部の資産の収益がマイナスとなった。	
i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の 意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運 用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、 運用実績を評価するための基準(以下「運用方 針等」という。)(政・独委評価の視点)	ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行った。中退共事業については基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行うことを決定した。これらについては、資産運用委員会等に報告した。資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。(業務実績第3.2.①~③ (P.42~P44) 参照)	
・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を 踏まえて、法人の責任について十分に分析している か。(政・独委評価の視点)	実績:○ 退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 (業務実績第3.2.① (P.42) 参照)	
・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的 な資産運用が実施されているか。	実績:○ 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。 (業務実績第3.2.① (P.42) 参照)	
 外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。 	実績:○ ・資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 ・中退共・林退共事業においては、「累積欠損金については、減少しているものの、累積欠損金解消計画に基づき、今後ともその早期解消に向けて、安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力することが期待される。」との指摘を評価委員から受けたが、結果として、中退共事業においては、委託運用で為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等により、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったが、自家運用で安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、運用等収入はプラスとなった。林退共事業においては、資産運用の基本方針に沿った資産運用を行った結果、自家運用で安定的なプラス収益を確保するとともに、委託運用もプラス収益を確保した。(業務実績第3.2.③ (P.44) 参照)	
・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。	実績:○ ・原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、 定期的に開催されている資産運用委員会資料(運用計画・運用資産残 高・評価損益状況・運用結果報告・議事要旨等)や月別ベンチマーク 収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 (業務実績第3.2.④ (P.44) 参照)	

・当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	円高進行さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の 高まり等により、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったが、
・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ 建退共の利益剰余金の発生要因や利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論され、その取りまとめにおいて、 ・累積剰余金の発生要因としては、平成15年の将来推計(悲観シナリオ)において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる・現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはないとされている。 清退共の利益剰余金の発生要因は、委託運用の評価益によるもののほか、勤続期間が短い者の共済手帳返納・脱退処理が多かったこと等による責任準備金の減少等が考えられる。 なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、本来従業員に還元されるべき性格のものである。

(評価項目13)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
第5 その他業務運営に関する重 要事項	第4 その他業務運営に関する 項	第4 その他業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項
機構が保有する資産について は、国の資産債務改革の趣旨を 踏まえ、以下の措置を講ずるこ と。	機構が保有する資産についる は、国の資産債務改革の趣旨を 踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。		
① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。	① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうだについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコント比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリッ等を考慮の上、早急に検討を行う。	テ (2) (2) (5) (7) (7)	① 退職金機構ビルについては、最近の情勢を踏まえて移転・売却が合理的か否かについて検討を行った。
② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。	② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も過まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の	* 方法について、厚生労働省、独立行政法人雇用・能力開発機構	納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行った。
では、全国大権主と11 / ここ。	向で検討する。	5 - こと間でピックのMix と 2 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 -	・厚生労働省と進捗状況の確認 (6/9)
			○越谷宿舎 ・現地にて独立行政法人雇用・能力開発機構の担当者と意見交換及び進捗状況の確認(7/12) ・土地の確定実測の完了(3/末)
			○現物による国庫納付に向け財務省へ説明・理財局 12/10 12/22 2/2・主計局 2/18・関東財務局 2/23
評価の視点等 評価項目14 に関する事項	その他業務運営 自己評価	A	評定
(-)37 & 37	松戸宿舎(舎について [*] った。	 こついては、23年3月末に現物による国 も、現物による国庫納付に向け厚生労働	国庫納付を行い、越谷宿 ・ (評定理由) ・ 対大臣あて認可申請を行
[数値目標]-	,,,,,,		
		構ビルについては、最近の情勢を踏ま ついて検討を行った。	
・松戸宿舎及び越谷宿舎について、検討が実施されて いるか。 松戸宿舎については、23年3月末 越谷宿舎については、現物による 申請を行った。 (業務実績第4.① (P.49) 参照)			国庫納付を行った。また、 計厚生労働大臣あて認可

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 評価シート

・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定 されているか。回収計画が策定されていない場合、 その理由の妥当性についての検証が行われている か。(政・独委評価の視点)	実績:〇 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。
・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。
・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の 検討が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績:○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。

(評価項目14)

中期目標	中期計画	平成21事業年度計画	平成22事業年度業務実績
	第5 予算、収支計画及び資金計 画	第5 予算、収支計画及び資金計 画	第5 予算、収支計画及び資金計画
	1 予算	1 予算	1 予算の執行状況
	別紙(略)	① 機構総括 別紙- 1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙- 2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙- 3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙- 4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙- 5のとおり	① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり
	2 収支計画	2 収支計画	2 収支計画の執行状況
	別紙(略)	 ① 機構総括 別紙 - 6のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙 - 7のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙 - 8のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙 - 9のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙 - 10のとおり 	① 機構総括 別紙-6のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-7のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-8のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-9のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-10のとおり
	3 資金計画	3 資金計画	3 資金計画の執行状況
	別紙(略)	 ① 機構総括 別紙-11のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-12のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-13のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-14のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-15のとおり 	① 機構総括 別紙-11のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-12のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-13のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-14のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-15のとおり
	第6 短期借入金の限度額	第6 短期借入金の限度額	第6 短期借入金の限度額
	1 限度額	1 限度額	短期借入金については、平成 22 年度において実績なし
	 ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 	 ① 中退共事業においては 2 0億円 ② 建退共事業においては 2 0億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 	

2 想定される理由 ① 予定していた掛金等収入物の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。	の不足により、一時的に退職 金等支払資金の支出超過が見	
② 運営費交付金の受入の過 延等による資金不足に対応 するため。		
③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の 支給等の出費に対応するため。		
第7 重要な財産を譲渡し、又は 担保に供しようとするとき は、その計画	第7 重要な財産を譲渡し、又は 担保に供しようとするとき は、その計画	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ・
川越職員宿舎土地を中期目標 期間中に速やかに処分を行う。	なし	なし
第8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途	第8 剰余金の使途
なし	なし	なし
評価の視点等 評価項目15 予算、収支計画及 が資金計画 自己評価	A	評定
	 比し約 551 百万円の減とした。	(評定理由)
数値目標]-		
[評価の視点]・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行してい 実績:○ るか。 予算の範 た。	囲内で適正に執行したことにより、新	約551百万円の減となっ
・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に 実績:〇 執行しているか。 運営費交	寸金については、平成22年度から廃」	止された。

(評価項目15)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
	第9 職員の人事に関する計画	第9 職員の人事に関する計画	第9 職員の人事に関する計画
	方針	方針	方針
	① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。	① 職員の採用に当たっては、 資質の高い人材をより広く求 める。	① 平成23年度の職員採用について、機構HPへの掲載、ハローワークへ募集依頼、求人票の依頼があった大学等(33校)への求人票送付に加え、新たに「Uni Career(企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するシステム)」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広い募集を行い、結果として、前年度を超える229名の応募者があった。また、選考に当たっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、昨年度同様、筆記試験や個別面接に加え、集団討論による面接を実施し、計13名の採用を内定し、全員を採用した。
			・平成 22 年 10 月採用:5名 ・平成 23 年 4 月採用:8名
	② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等 を実施する。	② これまでの研修結果を踏ま え、「平成 22 年度研修計画」 を策定、実施する。また、業	② 平成 21 年度の実施結果を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 (添付資料⑫ 能力開発プログラムの概要)
	と天心りる。	務に関連する分野の資格取得 を資金面から支援する。	平成 22 年度研修実績 59 回 333 名参加 ・基本研修 15 回 176 名 ・実務研修 44 回 157 名
	③ 多様なポストを経験させる ための機構内の人事異動を積 極的に実施する。	う。特に人材育成の観点から 幅広く経験を積めるよう、多	とりわけ、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。(22.10.1及び23.4.1)
		様なポストを経験させるため の機構内の人事異動を行う。	理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし 意識等の向上を図った。

評価の視点等 評価項目16 職員の人事に関する計画	自己評価 A		評定		
	配信し、学校が学生に公開する 行った。また、理事長と管理職	「Uni Career(企業が求人票をWEB上でシステム)」を利用する等幅広い募集を 員との個別面接を実施し、業務上の問題 おける役割等を明らかにし意識等の向上	(評定理由)		
[数値目標] —					
「評価の視点」・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。	・平成23年度の職員採用に当れ 度の応募者数を超える229名 また、昨年度同様、筆記討 接を実施し、機構が解決の がら物事を分析し、解力 ではることなら内定者全員を がらいては、22年度の となった。 人事異動については、職員 なポストを経験させるべ (22.10.1、23.4.1) ・理事長と管理職員との個別面	は験や個別面接に加え、集団討論による面は付い高い目的意識を持ち、多角的な視点は等出すことが出来る人材、コミュニケッで人材)の確保することができ、1 名も			(評価項目16)

中期目標	中 期 計 画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績
	第10 積立金の処分に関する事 項	第10 積立金の処分に関する事 項	第10 積立金の処分に関する事項
	前期中期目標期間繰越積立金 は、一般の中退共事業等勘定及 び特定業種のそれぞれの退職金 共済事業等勘定の勘定ごとに次 に掲げる業務に充てることとす る。	は、一般の中退共事業等勘定及 び特定業種のそれぞれの退職金	繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①及び②の 業務に充てた。
	① 退職金共済契約または特定 業種退職金共済契約に係る中 小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業	① 退職金共済契約または特定 業種退職金共済契約に係る中 小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業	①退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務 中退共事業業務経理 480,639,681円 建退共事業業務経理 224,491,808円
	務	務	清退共事業業務経理 10,241,653 円 林退共事業業務経理 2,320,281 円